

漁業災害補償法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 漁業共済団体の組織及び監督 第一節 総則（第四条―第十一条） 第二節 漁業共済組合 第一款 組合員（第十二条―第二十一条） 第二款 管理（第二十二条―第四十三条） 第三款 設立（第四十四条―第四十九条） 第四款 解散及び清算（第五十条―第六十一条） 第三節 漁業共済組合連合会（第六十二条―第六十七条） 第四節 漁業共済組合連合会と漁業共済組合との合併（第六十七条の二―第六十七条の八） 第五節 監督（第六十八条―第七十六条） 第三章 漁業共済組合の漁業共済事業 第一節 通則（第七十七条―第一百三条） 第二節 漁獲共済（第一百四条―第一百十三条の三）	目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 漁業共済団体の組織及び監督 第一節 総則（第四条―第十一条） 第二節 漁業共済組合 第一款 組合員（第十二条―第二十一条） 第二款 管理（第二十二条―第四十三条） 第三款 設立（第四十四条―第四十九条） 第四款 解散及び清算（第五十条―第六十一条） 第三節 漁業共済組合連合会（第六十二条―第六十七条） 第四節 監督（第六十八条―第七十六条） 第三章 漁業共済組合の漁業共済事業 第一節 通則（第七十七条―第一百三条） 第二節 漁獲共済（第一百四条―第一百十三条の二）

第三節 養殖共済（第百十四条―第百二十五条）

第四節 特定養殖共済（第百二十五条の二―第百二十五条の十二）

第五節 漁業施設共済（第百二十六条―第百三十七条）

第四章 漁業共済組合連合会の漁業再共済事業及び漁業共済事業

第一節 漁業再共済事業（第百三十八条―第百四十七条）

第二節 漁業共済事業（第百四十七条の二）

第五章 政府の漁業共済保険事業（第百四十七条の三―第百九十四条）

第六章 国の助成等（第百九十五条―第百九十六条の二）

第六章の二 農林漁業信用基金の漁業災害補償関係業務（第百九十六条の三―第百九十六条の十一）

第六章の三 雑則（第百九十六条の十二―第百九十六条の二十一）

第七章 罰則（第百九十七条―第二百一条）

附則

（漁業災害補償の制度）

第二条 漁業災害補償の制度は、漁業共済組合が行う漁業共済事業、漁業共済組合連合会が行う漁業再共済事業又は漁業共済事業及び政府が行う漁業共済保険事業により、中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その漁獲金額若しくは養殖に係る生産金額の減少又は養殖水産動植物、養殖施設若しくは漁具に係る損害に關して必要な給付を行う制度とする。

第三節 養殖共済（第百十四条―第百二十五条）

第四節 特定養殖共済（第百二十五条の二―第百二十五条の十七）

第五節 漁具共済（第百二十六条―第百三十七条）

第四章 漁業共済組合連合会の漁業再共済事業（第百三十八条―第百四十七條）

第五章 政府の漁業共済保険事業（第百四十七条の二―第百九十四条）

第六章 国の助成等（第百九十五条―第百九十六条の二）

第六章の二 農林漁業信用基金の漁業災害補償関係業務（第百九十六条の三―第百九十六条の十一）

第六章の三 雑則（第百九十六条の十二―第百九十六条の十八）

第七章 罰則（第百九十七条―第二百一条）

附則

（漁業災害補償の制度）

第二条 漁業災害補償の制度は、漁業共済組合が行う漁業共済事業、漁業共済組合連合会が行う漁業再共済事業及び政府が行う漁業共済保険事業により、中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その漁獲金額若しくは養殖に係る生産金額の減少又は養殖水産動植物、養殖施設若しくは漁具に係る損害に關して必要な給付を行う制度とする。

(事業)

第十条 組合は、第四条の目的を達成するため、漁業共済事業及びこれに附帯する事業を行う。

2 (略)

3 連合会は、第四条の目的を達成するため、漁業再共済事業及びこれに附帯する事業（組合と合併した場合にあつては、漁業再共済事業及び漁業共済事業並びにこれらに附帯する事業）を行う。

4 連合会は、前項に規定する事業のほか、当該事業の実施に支障のない限りにおいて、地域再共済事業（組合と合併した場合にあつては、地域再共済事業及び地域共済事業）を行うことができる。

(準用規定)

第六十七条 連合会の会員に関する事項については、第六十二条から第六十四条までに規定するもののほか、第十三条、第十四条第一項、第三項及び第四項、第十五条、第十六条、第二十条第一項及び第三項並びに第二十一条の規定を準用する。この場合において、第十三条第二項中「一万円」とあるのは、「十万円」と読み替えるものとする。

2 連合会の管理に関する事項については、第六十五条に規定するもののほか、第二十二條及び第二十四条から第四十三條までの規定を準用する。この場合において、第二十五条第四項中「組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又は組合の組合員たる漁業協同組合の組合員（准組合員を除くものとし、法人にあつてはその代表者とする。以下この項において同じ。）」とあり、「漁業協同組合若しくは

(事業)

第十条 漁業共済団体は、第四条の目的を達成するため、漁業共済事業又は漁業再共済事業及びこれらに附帯する事業を行なう。

2 (略)

(準用規定)

第六十七条 連合会の会員に関する事項については、第六十二条から第六十四条までに規定するもののほか、第十三条、第十四条第一項、第三項及び第四項、第十五条、第十六条、第二十条第一項及び第三項並びに第二十一条の規定を準用する。この場合において、第十三条第二項中「一万円」とあるのは、「十万円」と読み替えるものとする。

2 連合会の管理に関する事項については、第六十五条に規定するもののほか、第二十二條第一項及び第二十四条から第四十三條までの規定を準用する。この場合において、第二十五条第四項中「組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又は組合の組合員たる漁業協同組合の組合員（准組合員を除くものとし、法人にあつてはその代表者とする。以下この項において同じ。）」とあり、「漁業協同組合若

漁業協同組合連合会の理事又はその時までに出資の引受けをした漁業協同組合の組合員」とあるのは、「組合の理事」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

第四節 漁業共済組合連合会と漁業共済組合との合併

(合併)

第六十七条の二 連合会と組合とは、合併を行うことができる。この場合において、合併後存続する法人は、連合会とする。

(合併の手続等)

第六十七条の三 連合会と組合との合併については、第四十二条、第五十条第一項、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条及び第五十六条の規定を準用する。

(連合会の会員の資格の特例等)

第六十七条の四 組合と合併した連合会の会員の資格を有する者は、第六十二条に規定する者のほか、次に掲げる者であつて、連合会と合併した組合の地区に相当する区域内に住所を有するものとする。

一 漁業協同組合

二 漁業協同組合連合会

2 前項の規定により連合会の会員となつた者（以下「特定会員」という

しくは漁業協同組合連合会の理事又はその時までに出資の引受けをした漁業協同組合の組合員」とあるのは、「組合の理事」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

。) については、第六十七条第一項に規定するもののほか、第十四条第二項、第十七条から第十九条まで及び第二十条第二項の規定を準用する。

(連合会の持分取得の特例)

第六十七条の五 連合会は、組合と合併したときは、第六十七条第一項において準用する第十五条の規定にかかわらず、当該組合の連合会に対する持分を取得することができる。

2 連合会が前項の規定によつてその持分を取得したときは、速やかに、これを処分しなければならない。

(共済規程の規定の特例)

第六十七条の六 組合と合併した連合会の共済規程には、第六十五条に掲げる事項のほか、第二十三条第一項に掲げる事項を規定しなければならない。

(連合会の役員の選任の特例)

第六十七条の七 組合と合併した連合会についての第六十七条第二項において読み替えて準用する第二十五条第四項の規定の適用については、同項本文中「組合の理事」とあるのは、「組合の理事又は連合会の特定会員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事若しくは連合会の特定会員たる漁業協同組合の組合員(准組合員を除くものとし、法人にあつてはその代表者とする。) 」とする。

(総代会)

第六十七条の八 組合と合併した連合会は、農林水産省令で定めるところにより、定款をもつて、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2 総会に関する規定(第六十七条第四項において準用する第五十条第一項(第一号に係る部分に限る。))及び第二項の規定を除く。)は、総代会について準用する。

第五節 監督

(報告の徴収)

第六十八条 農林水産大臣は、漁業共済団体の業務又は財産の状況に関して監督上必要があると認めるときは、漁業共済団体又は第一百一条第一項(第百四十七条の二第二項及び第百九十六条の十七(第百九十六条の二十第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定により漁業共済団体から事務の委託を受けた者(以下この節及び第百九十七条第二項において「受託者」という。)から、その業務又は財産の状況に関し必要な報告を徴することができる。ただし、受託者については、その委託された事務の範囲内に限る。

(漁業共済事業の種類)

第七十七条 組合が行う漁業共済事業の種類は、次に掲げるとおりとする

第四節 監督

(報告の徴収)

第六十八条 農林水産大臣は、漁業共済団体の業務又は財産の状況に関して監督上必要があると認めるときは、漁業共済団体又は第一百一条第一項(第百九十六条の十七において準用する場合を含む。)の規定により組合から事務の委託を受けた者(以下この節及び第百九十七条第二項において「受託者」という。)から、その業務又は財産の状況に関し必要な報告を徴することができる。ただし、受託者については、その委託された事務の範囲内に限る。

(漁業共済事業の種類)

第七十七条 組合が行う漁業共済事業の種類は、次に掲げるとおりとする

一〇三 (略)

四 漁業施設共済

(漁業共済事業の内容)

第七十八条 (略)

2 養殖共済は、被共済者又はその構成員が営む養殖業に係る養殖水産動植物(養殖中の水産動植物をいう。以下同じ。)がその養殖中に流失した等の場合の被共済者又はその構成員の損害について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

3 特定養殖共済は、被共済者が営む養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額に達しない場合又は被共済者の構成員のうちにその営む養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が単位共済限度額に達しないものがある場合の被共済者又はその構成員の損失について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

4 漁業施設共済は、被共済者が営む漁業の用に供する養殖施設又は漁具がその供用中に損壊し、流失した等の場合の被共済者の損害について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

一〇三 (略)

四 漁具共済

(漁業共済事業の内容)

第七十八条 (略)

2 養殖共済は、被共済者又はその構成員が営む養殖業に係る養殖水産動植物(養殖中の水産動植物をいう。以下同じ。)又は当該養殖水産動植物に係る養殖施設(水産動植物の養殖の用に供する施設で当該養殖業を営む者が所有するものをいう。以下同じ。)がその養殖中又は供用中に流失し、損壊した等の場合の被共済者又はその構成員の損害について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

3 特定養殖共済は、被共済者が営む養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額に達しない場合若しくは被共済者の構成員のうちにその営む養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が単位共済限度額に達しないものがある場合の被共済者若しくはその構成員の損失又は被共済者若しくはその構成員が営む養殖業に係る養殖施設がその供用中に損壊し、流失した等の場合の被共済者若しくはその構成員の損害について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

4 漁具共済は、被共済者の所有する漁具が当該漁具をその用に供する漁業の操業中に損壊した等の場合の被共済者の損害について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

(共済契約の成立)

第八十条 共済契約は、漁獲共済にあつては第四百四条に規定する漁業の種類ごと、養殖共済にあつては第四百十四条に規定する養殖業の種類ごと、特定養殖共済にあつては第二百二十五条の二に規定する養殖業の種類ごと、漁業施設共済にあつては共済目的の種類たる養殖施設又は漁具ごとに、農林水産省令で定めるところにより、共済契約を組合との間に締結することができる者が共済規程で定める申込期間内に共済規程で定める様式の申込書を組合に提出して申し込み、組合がこれを承諾することによつて成立する。

2 組合は、第四百条第二号に掲げる漁業に係る共済契約（当該共済契約に係る共済掛金の支払を特に確保する必要があるものとして農林水産省令で定めるものに限る。）、第四百十四条第三号に掲げる養殖業に係る共済契約又は第二百二十五条の二に規定する特定養殖業（以下この節において「特定養殖業」という。）に係る共済契約（当該共済契約に係る共済掛金の支払を特に確保する必要があるものとして農林水産省令で定めるものに限る。）については、共済規程で定めるところにより、前項の申込みに際し、その申込みをする者に、当該共済契約に係る共済掛金に充てるものとして共済規程で定める金額の申込証拠金を提供させることができる。

3 (略)

(通常行つべき管理等の義務)

第八十五条 被共済者（第二百五条第一項第一号口に掲げる組合員にあつて

(共済契約の成立)

第八十条 共済契約は、漁獲共済にあつては第四百四条に規定する種目ごと、養殖共済にあつては第四百十四条に規定する養殖業の種類ごと、特定養殖共済にあつては第二百二十五条の二に規定する養殖業の種類ごと、漁具共済にあつては共済目的の種類たる漁具ごとに、農林水産省令で定めるところにより、共済契約を組合との間に締結することができる者が共済規程で定める申込期間内に共済規程で定める様式の申込書を組合に提出して申し込み、組合がこれを承諾することによつて成立する。

2 組合は、第四百条第二号に掲げる漁業に係る共済契約、同条第三号に掲げる漁業に係る共済契約（農林水産省令で定めるものに限る。）、第四百十四条第三号に掲げる養殖業に係る共済契約又は第二百二十五条の二に規定する特定養殖業（以下この節において「特定養殖業」という。）に係る共済契約については、共済規程で定めるところにより、前項の申込みに際し、その申込みをする者に、当該共済契約に係る共済掛金に充てるものとして共済規程で定める金額の申込証拠金を提供させることができる。

3 (略)

(通常行つべき管理等の義務)

第八十五条 被共済者（第二百五条第一項第一号口に掲げる組合員にあつて

は同号口に規定する中小漁業者、同項第二号口に掲げる組合員にあつては同号口に規定する規約を定めている中小漁業者、同号八に掲げる団体にあつてはその構成員、第百十六条第一項第二号口に掲げる団体にあつてはその構成員、第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者を含む。次条、第八十七条、第九十三条第一項第三号から第五号まで及び第百三条において同じ。）は、漁獲共済にあつては当該共済契約に係る漁業の漁獲物、養殖共済にあつては当該共済契約に係る共済目的たる養殖水産動植物、特定養殖共済にあつては当該共済契約に係る特定養殖業の養殖に係る水産動植物、漁業施設共済にあつては当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設及び漁具につき、通常行つべき管理その他損害の防止又は軽減を怠つてはならない。

2 漁獲共済又は特定養殖共済にあつては、被共済者（第百五条第一項第一号口に掲げる組合員にあつては同号口に規定する中小漁業者、同項第二号口に掲げる組合員にあつては同号口に規定する規約を定めている中小漁業者、同号八に掲げる団体にあつてはその構成員、第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者。第九十三条第一項第八号において同じ。）は、前項の規定による義務を遂行するほか、当該共済契約に係る漁業又は特定養殖業につき、通常の操業を行うことができる場合において、通常の中小漁業者の行つ漁獲又は養殖に係る努力を怠つてはならない。

は同号口に規定する中小漁業者、同項第二号口に掲げる組合員にあつては同号口に規定する規約を定めている中小漁業者、同号八に掲げる団体にあつてはその構成員、同項第三号口に掲げる組合員にあつては同号口に規定する規約を定めている中小漁業者、同号八に掲げる団体にあつてはその構成員、第百十六条第一項第二号口に掲げる団体にあつてはその構成員、第百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者を含む。次条、第八十七条、第九十三条第一項第三号から第五号まで及び第百三条において同じ。）は、漁獲共済にあつては当該共済契約に係る漁業の漁獲物、養殖共済にあつては当該共済契約に係る共済目的たる養殖水産動植物及び養殖施設、特定養殖共済にあつては当該共済契約に係る特定養殖業の養殖に係る水産動植物及び当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設、漁具共済にあつては当該共済契約に係る共済目的たる漁具につき、通常行つべき管理その他損害の防止又は軽減を怠つてはならない。

2 漁獲共済又は特定養殖共済にあつては、被共済者（第百五条第一項第一号口に掲げる組合員にあつては同号口に規定する中小漁業者、同項第二号口に掲げる組合員にあつては同号口に規定する規約を定めている中小漁業者、同号八に掲げる団体にあつてはその構成員、同項第三号口に掲げる組合員にあつては同号口に規定する規約を定めている中小漁業者、同号八に掲げる団体にあつてはその構成員、第百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者。第九十三条第一項第八号において同じ。）は、前項の規定による義務を遂行するほか、当該共済契約に係る漁業又は特定養殖業につき

、通常の操業を行うことができる場合において、通常の中小漁業者の行う漁獲又は養殖に係る努力を怠つてはならない。

（死亡、解散等の場合の権利義務の承継）

第八十九条 被共済者が死亡し、合併により解散し、又は分割（当該共済契約に係る漁業の経営の全部を承継させ、又は当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設若しくは漁具を承継させるものに限る。）をした場合には、その包括承継人は、農林水産省令で定める相当の期間内に組合に申出をし、その承諾を得て、被共済者の有していた当該共済契約に基づく権利義務を承継することができる。被共済者が、農林水産省令で定める方法により、当該共済契約に係る漁業の経営の全部を一体として譲り渡し、又は当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設若しくは漁具を譲り渡した場合におけるその譲受人についても、同様とする。

2 （略）

（死亡、解散等の場合の共済契約の失効）

第九十条 前条第一項に規定する場合において、同項に規定する包括承継人若しくは譲受人が同項に規定する期間内に同項の申出をしないとき、若しくはその申出をしたが同項の承諾を得られなかったとき、同項に規定する場合以外の場合であつて、当該共済契約に係る漁業の経営の一部を承継させる分割があつたとき、若しくは当該共済契約に係る漁業の経営の全部若しくは一部若しくは当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設若しくは漁具の譲渡しがあつたとき、又は当該共済契約に係る漁業の

（死亡、解散等の場合の権利義務の承継）

第八十九条 被共済者が死亡し、合併により解散し、又は分割（当該共済契約に係る漁業の経営の全部を承継させ、又は当該共済契約に係る共済目的たる漁具を承継させるものに限る。）をした場合には、その包括承継人は、農林水産省令で定める相当の期間内に組合に申出をし、その承諾を得て、被共済者の有していた当該共済契約に基づく権利義務を承継することができる。被共済者が、農林水産省令で定める方法により、当該共済契約に係る漁業の経営の全部を一体として譲り渡し、又は当該共済契約に係る共済目的たる漁具を譲り渡した場合におけるその譲受人についても、同様とする。

2 （略）

（死亡、解散等の場合の共済契約の失効）

第九十条 前条第一項に規定する場合において、同項に規定する包括承継人若しくは譲受人が同項に規定する期間内に同項の申出をしないとき、若しくはその申出をしたが同項の承諾を得られなかったとき、同項に規定する場合以外の場合であつて、当該共済契約に係る漁業の経営の一部を承継させる分割があつたとき、若しくは当該共済契約に係る漁業の経営の全部若しくは一部若しくは当該共済契約に係る共済目的たる漁具の譲渡しがあつたとき、又は当該共済契約に係る漁業の廃止があつ

経営の廃止があつたときは、当該共済契約は、当該承継又は廃止の時にその効力を失う。

2 前項の規定により共済契約がその効力を失つたときは、当該共済契約に係る共済契約者又はその承継人は、農林水産省令で定めるところにより、組合に対し、当該共済契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

(共済契約の解除)

第九十一条 組合は、共済契約に係る漁業、養殖水産動植物、養殖施設又は漁具につき、基本的な操業、管理又は供用の条件又は方法の変更で共済規程で定めるものがあつたことにより危険が著しく変更し又は増加したときは、当該共済契約を解除することができる。この場合には、その解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

2・3 (略)

4 被共済者は、第一項の規定による共済契約の解除があつた場合において、当該操業、管理又は供用の条件又は方法の変更が当該被共済者（第一百五条第一項第一号に掲げる組合員にあつては同号口に規定する中小漁業者、同項第二号に掲げる組合員にあつては同号口に規定する規約を定めている中小漁業者、同号八に掲げる団体にあつてはその構成員、第百十六条第一項第二号に掲げる団体にあつてはその構成員、第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者を含む。）の責めに帰することができない事由によるときは、農林水産省令で定めるところにより、組合に対し、当該

たときは、当該共済契約は、当該承継又は廃止の時にその効力を失う。

2 前項の規定により共済契約がその効力を失つたときは、当該共済契約に係る共済契約者又はその承継人は、農林水産省令で定めるところにより、組合に対し、当該共済契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の全部又は一部の払いもどしを請求することができる。

(共済契約の解除)

第九十一条 組合は、共済契約に係る漁業、養殖水産動植物、養殖施設又は漁具につき、基本的な操業、管理又は供用の条件又は方法の変更で共済規程で定めるものがあつたことにより危険が著しく変更し又は増加したときは、当該共済契約を解除することができる。この場合には、その解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

2・3 (略)

4 被共済者は、第一項の規定による共済契約の解除があつた場合において、当該操業、管理又は供用の条件又は方法の変更が当該被共済者（第一百五条第一項第一号に掲げる組合員にあつては同号口に規定する中小漁業者、同項第二号に掲げる組合員にあつては同号口に規定する規約を定めている中小漁業者、同号八に掲げる団体にあつてはその構成員、同項第三号口に掲げる組合員にあつては同号口に規定する規約を定めている中小漁業者、同号八に掲げる団体にあつてはその構成員、第百十六条第一項第二号口に掲げる団体にあつてはその構成員、第百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めて

共済契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

（漁獲共済の対象とする漁業及び区分）

第百四条 漁獲共済は、次に掲げる漁業につき行つものとし、その対象とする漁業の種類により区分する。

一 （略）

二 前号に掲げる漁業、第百十四条に掲げる漁業及び第百二十五条の二に規定する特定養殖業以外の漁業であつて、政令で定めるもの

（被共済者の資格）

第百五条 漁獲共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済資格者」という。）は、漁獲共済の対象とする漁業の種類に應じ、次に掲げるとおりとする。

一 前条第一号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済にあつては、次に掲げるもの

イ 当該漁業を営む組合員

ロ 組合員（その組合員の直接の構成員で、その組合員の地区内に住

いる中小漁業者を含む。）の責めに帰することができない事由によるときは、農林水産省令で定めるところにより、組合に対し、当該共済契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

（漁獲共済の対象とする漁業及び種目）

第百四条 漁獲共済は、次に掲げる漁業につき行つものとし、その種目は、その対象とする漁業の種別により第一号に掲げる漁業の各種類、第二号に掲げる漁業及び第三号に掲げる漁業の各種類ごとに区分する。

一 （略）

二 総トン数十トン未満の漁船により行つ漁業（前号に掲げる漁業及び政令で定めるものを除く。）

三 前二号に掲げる漁業、第百十四条に掲げる漁業及び第百二十五条の二に規定する特定養殖業以外の漁業であつて、政令で定めるもの

（被共済者の資格）

第百五条 漁獲共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済資格者」という。）は、漁獲共済の種目ごとに、次に掲げるとおりとする。

一 前条第一号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済にあつては、次に掲げるもの

イ 当該種目に係る漁業を営む組合員

ロ 組合員（その組合員の直接の構成員で、その組合員の地区内に住

所を有し、かつ、政令で定めるところにより都道府県知事が水面を分けて定める一定の水域内において当該漁業を営む中小漁業者の全員（政令で定めるところにより、都道府県知事が、当該中小漁業者の全員の住所及び漁獲物の販売に関する事情を考慮して、当該中小漁業者の住所のすべてが含まれる地域を分けて二以上の区域を定めたときは、その定めた区域ごとに当該区域内に住所を有する当該中小漁業者の全員）が共済掛金の分担及び共済金の配分の方法等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従った規約を定めている場合における組合員に限る。）

所を有し、かつ、政令で定めるところにより都道府県知事が水面を分けて定める一定の水域内において当該種目に係る漁業を営む中小漁業者の全員（政令で定めるところにより、都道府県知事が、当該中小漁業者の全員の住所及び漁獲物の販売に関する事情を考慮して、当該中小漁業者の住所のすべてが含まれる地域を分けて二以上の区域を定めたときは、その定めた区域ごとに当該区域内に住所を有する当該中小漁業者の全員）が共済掛金の分担及び共済金の配分の方法等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従った規約を定めている場合における組合員に限る。）

二 前条第二号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済にあつては、次に掲げるもの

イ 当該種目に係る漁業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者

ロ 組合員（その組合員の直接の構成員で、政令で定めるところにより都道府県知事がその区域を分けて定める区域ごと及び当該区域に応じ前条第二号に掲げる漁業を分けて定める区分ごとに、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有しかつ当該区分に係る漁業をその主要な漁業として営む中小漁業者が、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従った規約を定めており、かつ、その組合員の直接の構成員であつて第百八条第一項に規定する特定第二号漁業者である者の三分の二以上の者がその規約を定めている者に含まれる場合における組合員に限る。）

二 前条第二号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済にあつては、次に掲げるもの

イ 当該漁業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者

ロ 組合員（その組合員の直接の構成員で、政令で定めるところにより都道府県知事が定める区域ごと及び当該区域に応じ前条第二号に掲げる漁業を分けて定める区分ごとに、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有しかつ当該区分に係る漁業を営む中小漁業者が、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従つた規約を定めている場合であつて、その組合員の直接の構成員で総トン数一トン以上の動力漁船により当該区分に係る漁業を営む者のうち同号に掲げる漁業を営む日数が一年を通じて九十日（当該区域につき、九十日を超え百二十日までの範囲内で、政令で定めるところにより都道府県知事がこれ

ハ 口の都道府県知事が定める区域ごと及び区分ごとに、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有しかつ当該区分に係る漁業をその主要な漁業として営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者をその構成員の全部とし、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者、代表権の範囲等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従つた規約を有する団体（当該区域内に住所を有しかつ当該区分に係る漁業をその主要な漁業として営む第百八条第一項に規定する特定第二号漁業者である者の二分の一以上の者をその構成員に含むものに限る。）

三 前条第三号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済にあつては、次に掲げるもの

イ 当該種目に係る漁業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者

ロ 組合員（その組合員の直接の構成員で、政令で定めるところにより都道府県知事が定める区域ごと及び当該区域に応じ前条第三号に掲げる漁業を分けて定める区分ごとに、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有しかつ当該区分に係る漁業を営む中小漁業者で第百八条の二第三項の政令で定める要件に該当するものの三分の二以上の者が、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従つた規約を定めている場合における組合員に限る。）

と異なる日数を定めたときは、その日数）を超えるものの三分の二以上の者がその規約を定めている者に含まれるときにおける組合員に限る。）

八 口の都道府県知事が定める区域ごと及び区分ごとに、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有しかつ当該区分に係る漁業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者をその構成員の全部とし、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者、代表権の範囲等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従った規約を有する団体

2 (略)

(共済契約者に関する制限)

第百六条 漁獲共済に係る共済契約を組合との間に締結することができる者は、対象とする漁業の種類ごとに、当該種類の漁業に係る漁獲共済の被共済資格者で当該共済契約の成立によつて被共済者となるものに限るものとする。

(共済契約の締結の制限)

第百七条 (略)

八 口の都道府県知事が定める区域ごと及び区分ごとに、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有しかつ当該区分に係る漁業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者であつて第百八条の二第三項の政令で定める要件に該当するものをその構成員の全部とし、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者、代表権の範囲等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従った規約を有する団体（当該区域内に住所を有しかつ当該区分に係る漁業を営む同項に規定する特定第三号漁業者である者の二分の一以上の者をその構成員に含むものに限る。）

2 (略)

(共済契約者に関する制限)

第百六条 漁獲共済に係る共済契約を組合との間に締結することができる者は、漁獲共済の種目ごとに、当該種目に係る被共済資格者で当該共済契約の成立によつて被共済者となるものに限るものとする。

(共済契約の締結の制限)

第百七条 (略)

第百八条 第百四条第二号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については

、第百五条第一項第二号口の都道府県知事の定める区域ごと及び区分ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該区域内に住所を有しかつ総トン数一トン以上の動力漁船により当該区分に係る漁業をその主要な漁業として営む被共済資格者のうち第百四条第二号に掲げる漁業を営む日数が一年を通じて九十日（当該区域につき、九十日を超え百二十日までの範囲内で、政令で定めるところにより都道府県知事がこれと異なる日数を定めたときは、その日数）を超えるもの（以下「特定第二号漁業者」という。）の二分の一以上の者からの当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みがある場合でなければ、組合は、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有しかつ当該区分に係る漁業をその主要な漁業として営む第百五条第一項第二号イに掲げる組合員若しくは中小漁業者又は当該中小漁業者が同号口に規定する規約を定めている場合における同号口に掲げる組合員と、当該漁獲共済に係る共済契約を締結することができない。

2 前項に規定する漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをしている第百五条第一項第二号口に掲げる組合員に係る同号口に規定する規約を定めている特定第二号漁業者及び当該申込みをしている同号八に掲げる団体の構成員たる特定第二号漁業者は、前項の規定の適用については、当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをしているものとみなす。

3 第一項に規定する漁獲共済については、同項の規定によるほか、一の共済契約により、被共済者となる者（被共済者となる者が第百五条第一項第二号口に掲げる組合員であるときは同号口に規定する規約を定めている中小漁業者、同号八に掲げる団体であるときはその構成員）の営む

(共済契約の締結の申込み等)

第百八条 第百五条第一項第一号口に掲げる組合員は、同号口に規定する規約が第百五条の二第一項の規定により定められたときは、組合に第百四条第一号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならない。当該漁獲共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

第百四条第二号に掲げる漁業のすべてが一体として当該共済に付されることとなる場合でなければ、組合は、その者と当該漁獲共済に係る共済契約を締結することができない。

(共済契約の締結の申込み等)

第百八条の二 第百五条第一項第一号口に掲げる組合員は、同号口に規定する規約が第百五条の二第一項の規定により定められたときは、組合に第百四条第一号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならない。当該漁獲共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

2 第百五条第一項第二号口の都道府県知事の定める区域ごと及び区分ごとに、特定第二号漁業者の三分の二以上の者が第百四条第二号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをし、組合員の直接の構成員として第百五条第一項第二号口に規定する規約を定め、又は同号八に規定する団体の構成員として同号八に規定する規約を定めることにつき同意をした場合において、当該同意につき第六項において準用する第百五条の二第四項の規定による公示があつたときは、特定第二号漁業者(当該公示があつた後に特定第二号漁業者となつた者を含む。)は、組合に当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをし、又は同号口若しくは八に規定する規約を定めなければならない。当該漁獲共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

2 第百五条第一項第二号口の都道府県知事の定める区域ごと及び区分ごとに、当該区域内に住所を有しかつ当該区分に係る漁業を営む被共済資

3 第百五条第一項第三号口の都道府県知事の定める区域ごと及び区分ごとに、当該区域内に住所を有しかつ当該区分に係る漁業を営む被共済資

格者で政令で定める要件に該当するもの（以下「特定第二号漁業者」という。）の三分の二以上の者が第四百四条第二号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをし、組合員の直接の構成員として第二百五条第一項第二号口に規定する規約を定め、又は同号八に規定する団体の構成員として同号八に規定する規約を定めることにつき同意をした場合において、当該同意につき第五項において準用する第一百五条の二第四項の規定による公示があつたときは、特定第二号漁業者（当該公示があつた後に特定第二号漁業者となつた者を含む。）は、組合に当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをし、又は同号口若しくは八に規定する規約を定めなければならない。当該漁獲共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

3 | 第一百五条第一項第二号口に掲げる組合員は、同号口に規定する規約が前項の規定により定められたときは、組合に第四百四条第二号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならない。当該漁獲共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

4 | 第一百五条第一項第二号八に掲げる団体は、同号八に規定する規約が第二項の規定により定められたときは、組合に第四百四条第二号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならない。当該漁獲共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

5 | 第一百五条の二第一項ただし書の規定は前各項の規定による共済契約の締結の申込み又は第二項の規定による規約の設定について、同条第二項

格者で政令で定める要件に該当するもの（以下「特定第三号漁業者」という。）の三分の二以上の者が第四百四条第三号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをし、組合員の直接の構成員として第二百五条第一項第三号口に規定する規約を定め、又は同号八に規定する団体の構成員として同号八に規定する規約を定めることにつき同意をした場合において、当該同意につき第六項において準用する第一百五条の二第四項の規定による公示があつたときは、特定第三号漁業者（当該公示があつた後に特定第三号漁業者となつた者を含む。）は、組合に当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをし、又は同号口若しくは八に規定する規約を定めなければならない。当該漁獲共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

4 | 第一百五条第一項第二号口又は第三号口に掲げる組合員は、同項第二号口又は第三号口に規定する規約が第二項又は前項の規定により定められたときは、組合に第四百四条第二号又は第三号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならない。当該漁獲共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

5 | 第一百五条第一項第二号八又は第三号八に掲げる団体は、同項第二号八又は第三号八に規定する規約が第二項又は第三項の規定により定められたときは、組合に第四百四条第二号又は第三号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならない。当該漁獲共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

6 | 第一百五条の二第一項ただし書の規定は前各項の規定による共済契約の締結の申込み又は第二項若しくは第三項の規定による規約の設定につい

から第四項までの規定は第二項の規定による特定第二号漁業者の同意について、それぞれ準用する。

（共済責任期間）

第百九条 漁獲共済の共済責任期間は、対象とする漁業の種類ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該種類の漁業の漁業時期（周年操業をするものについては一年間とし、第百四条第一号に掲げる漁業についてはその漁業の目的である水産動植物の成育期間を含むものとする。）を基準として、共済規程で定める期間とする。

（共済金額）

第百十条 漁獲共済の共済金額は、共済限度額（第百四条第二号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、被共済者が第百五条第一項第二号口に掲げる組合員であるときは、同号口に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額。第百十三条の二第二項、第四項及び第五項並びに第百十三条の三第二項において同じ。）を超えない範囲内において、共済規程で定めるところにより、共済契約で定める金額とする。

2 前項の規定により共済金額を定める場合において、漁業の種類のうち

て、同条第二項から第四項までの規定は第二項又は第三項の規定による特定第二号漁業者又は特定第三号漁業者の同意について、それぞれ準用する。

（共済責任期間）

第百九条 漁獲共済の共済責任期間は、漁獲共済の種目ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該種目に係る漁業の漁業時期（周年操業をするものについては一年間とし、第百四条第一号に掲げる漁業についてはその漁業の目的である水産動植物の成育期間を含むものとする。）を基準として、共済規程で定める期間とする。

2 第百四条第二号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済についての共済責任期間は、第百五条第一項第二号口の都道府県知事の定める区域ごと及び区分ごとに単一となるように定めなければならない。

（共済金額）

第百十条 漁獲共済の共済金額は、共済限度額（第百四条第二号又は第三号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済については、被共済者が第百五条第一項第二号口又は第三号口に掲げる組合員であるときは、同項第二号口又は第三号口に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額。第百十三条の二第二項、第四項及び第五項において同じ。）を超えない範囲内において、共済規程で定めるところにより、共済契約で定める金額とする。

2 前項の規定により共済金額を定める場合において、漁獲共済の種目の

必要があると認めるものについて農林水産大臣があらかじめ共済金額の最高限度を定めているときは、その限度を超えて定めることができない。

3 第百四条第一号に掲げる漁業に係る漁獲共済についての共済金額は、前二項の規定によるほか、政令で定める金額を下つて定めることができない。

(共済限度額等)

第百十一条 前条第一項の共済限度額は、共済契約ごとに、政令で定めるところにより、当該被共済資格者の営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額(第百四条第一号に掲げる漁業に係る漁獲共済については、被共済資格者が第百五条第一項第一号口に掲げる組合員であるときは、同号口に規定する中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額の合計額とし、第百四条第二号に掲げる漁業に係る漁獲共済については、被共済資格者が第百五条第一項第二号八に掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通ずる当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額の合計額とする。以下この項において同じ。)を基準とし、当該被共済資格者の当該漁業に係る経営事情、当該被共済資格者と当該漁業に關し近似する事情の存する当該漁業に係る漁獲共済の他の被共済資格者の営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額その他当該地域における漁業事情を勘案して組合が定める金額に、百分の九十を超えない範囲内において当該被共済資格者の営む当該漁業の種類(第百四条第一号に掲げる漁業に係る漁獲共済については、

うち必要があると認めるものについて農林水産大臣があらかじめ共済金額の最高限度を定めているときは、その限度をこえて定めることができない。

3 第百四条第一号又は第二号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済についての共済金額は、前二項の規定によるほか、政令で定める金額を下つて定めることができない。

(共済限度額等)

第百十一条 前条第一項の共済限度額は、共済契約ごとに、政令で定めるところにより、当該被共済資格者の営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額(第百四条第一号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、被共済資格者が第百五条第一項第一号口に掲げる組合員であるときは、同号口に規定する中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額の合計額とし、第百四条第二号又は第三号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、被共済資格者が第百五条第一項第二号八又は第三号八に掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通ずる当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額の合計額とする。以下この項において同じ。)を基準とし、当該被共済資格者の当該漁業に係る経営事情、当該被共済資格者と当該漁業に關し近似する事情の存する当該種目の漁獲共済の他の被共済資格者の営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額その他当該地域における漁業事情を勘案して組合が定める金額に、百分の九十を超えない範囲内において当該被共済資格者の営む当該漁業の属する漁業の種類又は種類(第

その者が第百五条第一項第一号口に掲げる組合員であるときは、同号口に規定する中小漁業者のすべての営む当該漁業の種類とし、第百四条第二号に掲げる漁業に係る漁獲共済については、その者が第百五条第一項第二号八に掲げる団体であるときは、その構成員のすべての営む当該漁業の種類とする。第百十三条第一項及び第四項において同じ。）に应じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 前条第一項の単位共済限度額は、共済契約ごと及び第百五条第一項第二号口に規定する規約を定めている中小漁業者ごとに、当該中小漁業者を前項の被共済資格者とした場合において同項の規定により算定された金額とする。

3 (略)

(純共済掛金率)

第百十二条 漁獲共済の純共済掛金率は、対象とする漁業の種類その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林水産大臣の定めるものに应ずる次項の危険階級に係る同項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合とする。

2 農林水産大臣は、漁獲共済につき、漁業の種類その他前項の農林水産大臣の定める事項に应じて危険階級を区分し、その区分ごとに基準共済掛金率を定めなければならない。

百四条第一号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、その者が第百五条第一項第一号口に掲げる組合員であるときは、同号口に規定する中小漁業者のすべての営む当該漁業の属する漁業の種類又は種類とし、第百四条第二号又は第三号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、その者が第百五条第一項第二号八又は第三号八に掲げる団体であるときは、その構成員のすべての営む当該漁業の属する漁業の種類又は種類とする。第百十三条第一項及び第四項において同じ。）に应じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 前条第一項の単位共済限度額は、共済契約ごと及び第百五条第一項第二号口又は第三号口に規定する規約を定めている中小漁業者ごとに、当該中小漁業者を前項の被共済資格者とした場合において同項の規定により算定された金額とする。

3 (略)

(純共済掛金率)

第百十二条 漁獲共済の純共済掛金率は、対象とする漁業の種類又は種類その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林水産大臣の定めるものに应ずる次項の危険階級に係る同項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合とする。

2 農林水産大臣は、漁獲共済につき、漁業の種類又は種類その他前項の農林水産大臣の定める事項に应じて危険階級を区分し、その区分ごとに基準共済掛金率を定めなければならない。

(共済金)

第百十三条 漁獲共済（次項に掲げるものを除く。）の共済金は、共済契約ごとに、当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額（第百四条第一号に掲げる漁業に係る漁獲共済については、被共済者が第百五条第一項第一号口に掲げる組合員であるときは、同号口に規定する中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額とし、第百四条第二号に掲げる漁業に係る漁獲共済については、被共済者が第百五条第一項第二号八に掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額とする。以下この項において同じ。）がその共済限度額に達しない場合に支払うものとし、共済金の金額は、その共済限度額から当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額を差し引いて得た金額に、当該被共済者が営む当該漁業の種類に応じて農林水産省令で定める割合を乗じ、これに更に共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

2 第百四条第二号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済であつて、

被共済者が第百五条第一項第二号口に掲げる組合員である共済契約に係るものの共済金は、共済契約ごとに、同号口に規定する規約を定めている中小漁業者のうちにその営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額がその単位共済限度額に達しないものがある場合に支払うものとし、共済金の金額は、当該その単位共済限度額に達しない中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額から当該中小漁業者のすべて

(共済金)

第百十三条 漁獲共済（次項に掲げるものを除く。）の共済金は、共済契約ごとに、当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額（第百四条第一号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、被共済者が第百五条第一項第一号口に掲げる組合員であるときは、同号口に規定する中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額とし、第百四条第二号又は第三号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、被共済者が第百五条第一項第二号八又は第三号八に掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額とする。以下この項において同じ。）がその共済限度額に達しない場合に支払うものとし、共済金の金額は、その共済限度額から当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額を差し引いて得た金額に、当該被共済者が営む当該漁業の属する漁業の種類又は種類に応じて農林水産省令で定める割合を乗じ、これに更に共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

2 第百四条第二号又は第三号に掲げる漁業に属する種目の漁

獲共済であつて、被共済者が第百五条第一項第二号口又は第三号口に掲げる組合員である共済契約に係るものの共済金は、共済契約ごとに、同項第二号口又は第三号口に規定する規約を定めている中小漁業者のうちにその営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額がその単位共済限度額に達しないものがある場合に支払うものとし、共済金の金額は、当該その単位共済限度額に達しない中小漁業者のすべてを通ずる単

を通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額を差し引いて得た金額に、同号口に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額の当該中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合、当該中小漁業者のすべての営む当該漁業の種類に係る前項の農林水産省令で定める割合及び共済金額の当該中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。

3 第百四条第二号に掲げる漁業に属する漁業であつて、その漁業に係る

経営事情及び共済事故の発生の態様に照らして共済金の支払につき特例を定める必要があるものとして政令で定める種類のものに係る漁獲共済の共済金は、第一項又は前項の規定にかかわらず、共済契約ごとに、第一項又は前項の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当し、かつ、当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲数量（被共済者が第百五条第一項第二号口に掲げる組合員であるときは、同号口に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲数量の合計数量とし、被共済者が同号八に掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲数量の合計数量とする。以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより当該被共済者が営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲数量（被共済者が同号口に掲げる組合員であるときは、同号口に規定する規約を定めている中小漁業

位共済限度額の合計額から当該中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額を差し引いて得た金額に、同項第二号口又は第三号口に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額の当該中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合、当該中小漁業者のすべての営む当該漁業の属する漁業の種類又は種類に係る前項の農林水産省令で定める割合及び共済金額の当該中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。

3 第百四条第三号に掲げる漁業に属する漁業であつて、その漁業に係る

経営事情及び共済事故の発生の態様に照らして共済金の支払につき特例を定める必要があるものとして政令で定める種類のものに係る種目の漁獲共済の共済金は、第一項又は前項の規定にかかわらず、共済契約ごとに、第一項又は前項の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当し、かつ、当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲数量（被共済者が第百五条第一項第三号口に掲げる組合員であるときは、同号口に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲数量の合計数量とし、被共済者が同号八に掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲数量の合計数量とする。以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより当該被共済者が営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲数量（被共済者が同号口に掲げる組合員であるときは、同号口に規定する規約を定めている中

者のすべてを通ずる当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲数量の合計数量とし、被共済者が同号八に掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通ずる当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲数量の合計数量とする。）、を基準として組合が定める基準漁獲数量（以下「基準漁獲数量」という。）に一を下らない範囲内において農林水産省令で定める数値を乗じて得た数量に達しない場合に支払うものとし、共済金の金額は、第一項又は前項の規定により算定した金額に、当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲数量の基準漁獲数量に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

4 政令で定める種類の漁業に係る漁獲共済であつて、前三項の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当する場合における共済金の支払に関し農林水産省令で定める要件に該当する特約がある共済契約に係るものの共済金は、これらの規定にかかわらず、当該共済契約の特約において共済金を支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとし、その金額は、当該共済契約の特約に従い算定した金額（第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、その金額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額）に、当該被共済者（その者が第百五条第一項第二号口に掲げる組合員であるときは、同号口に規定する規約を定めている中小漁業者のすべて）が営む当該漁業の種類に係る第一項の農林水産省令で定める割合を乗じ、これに更に共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲数量の合計数量とし、被共済者が同号八に掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通ずる当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲数量の合計数量とする。）、を基準として組合が定める基準漁獲数量（以下「基準漁獲数量」という。）に一を下らない範囲内において農林水産省令で定める数値を乗じて得た数量に達しない場合に支払うものとし、共済金の金額は、第一項又は前項の規定により算定した金額に、当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲数量の基準漁獲数量に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

4 政令で定める漁業の種類又は種類に係る種目の漁獲共済であつて、前三項の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当する場合における共済金の支払に関し農林水産省令で定める要件に該当する特約がある共済契約に係るものの共済金は、これらの規定にかかわらず、当該共済契約の特約において共済金を支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとし、その金額は、当該共済契約の特約に従い算定した金額（第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、その金額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額）に、当該被共済者（その者が第百五条第一項第二号口又は第三号口に掲げる組合員であるときは、同項第二号口又は第三号口に規定する規約を定めている中小漁業者のすべて）が営む当該漁業の属する漁業の種類又は種類に係る第一項の農林水産省令で定める割合を乗じ、これに更に共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一 被共済者が第五十五条第一項第二号ロに掲げる組合員である場合 同
号ロに規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる当該漁
業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額の当該中小漁業者
のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額に対する割合に係る第二項
の農林水産省令で定める割合

二 前項の政令で定める種類の漁業に係る漁獲共済である場合 当該被
共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲数量の基準
漁獲数量に対する割合に係る同項の農林水産省令で定める割合

5
(略)

(継続申込特約)

第百十三条の二 (略)

2 前項の継続申込特約は、その締結される共済契約（以下この条におい
て「当初契約」という。）に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林
水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる
漁獲共済に係る共済契約で当初契約に係る漁業単位及びこれに係る漁業
の種類と漁業単位及びこれに係る漁業の種類が同一であるもの（以下こ
の条において「継続契約」という。）のすべてについて、それぞれの継
続契約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出するこ
となく、共済金額の共済限度額に対する割合並びに前条第一項から第四
項までに規定する共済金の支払われる場合及びその共済金の金額の算定
の方法が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の
終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする

一 被共済者が第五十五条第一項第二号ロ又は第三号ロに掲げる組合員で
ある場合 同項第二号ロ又は第三号ロに規定する規約を定めている中
小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁
獲金額の合計額の当該中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の
合計額に対する割合に係る第二項の農林水産省令で定める割合

二 前項の政令で定める漁業の種類に係る種目の漁獲共済である場合
当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲数量
の基準漁獲数量に対する割合に係る同項の農林水産省令で定める割合

5
(略)

(継続申込特約)

第百十三条の二 (略)

2 前項の継続申込特約は、その締結される共済契約（以下この条におい
て「当初契約」という。）に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林
水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる
漁獲共済に係る共済契約で当初契約に係る漁業単位及びこれに係る種目
と漁業単位及びこれに係る種目が同一であるもの（以下この条において
「継続契約」という。）のすべてについて、それぞれの継続契約に係る
第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、共済
金額の共済限度額に対する割合並びに前条第一項から第四項までに規定
する共済金の支払われる場合及びその共済金の金額の算定の方法が当初
契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八
十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3
7
(略)

(包括継続申込特約)

第百十三条の三 第百四条第二号に掲げる漁業に属する漁業であつて、その漁業に係る共済事故の発生の様態に照らして共済契約の締結につき特例を定める必要があるものとして農林水産省令で定める種類のものに係る漁獲共済に係る共済契約が締結される場合には、これと併せて包括継続申込特約をすることができる。

2 前項の包括継続申込特約は、その締結される共済契約（以下この条において「当初契約」という。）に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる漁獲共済に係る共済契約で当初契約に係る漁業単位及びこれに係る漁業の種類と漁業単位及びこれに係る漁業の種類が同一であるもの（以下この条において「継続契約」という。）のすべてについて、それぞれ継続契約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、共済金額の共済限度額に対する割合、第百十三条第一項から第四項までに規定する共済金の支払われる場合及びその共済金の金額の算定の方法並びに共済限度額又は単位共済限度額が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3 前項の特約に係る共済限度額又は単位共済限度額については、第百十一条第一項又は第二項の規定は、適用しない。

3
7
(略)

4 継続契約の締結についての第八十一条第一項の規定の適用については、同項中「当該共済契約について、これを締結するとすればその共済契約に係る漁業、養殖水産動植物、養殖施設又は漁具につき共済事故の発生する見込みが確実であること、その他当該共済契約」とあるのは、「当該共済契約」とする。

5 包括継続申込特約は、継続契約が成立しなかつたとき、その効力を失つたとき、又は解除されたとき（当該解除が第九十一条第四項に該当するものであるときを除く。）は、その効力を失う。

（共済目的及び共済事故）

第百十五条 養殖共済の共済目的は、養殖水産動植物であつて、政令で定めるものとする。

2 養殖共済の共済事故は、養殖中における死亡、発芽不良、滅失、流失及び逃亡並びにこれらに準ずるものとして政令で定める事故とする。

（共済契約の締結の制限）

第百十八条 （略）

2・3 （略）

（共済目的及び共済事故）

第百十五条 養殖共済の共済目的は、養殖水産動植物及び養殖施設であつて、政令で定めるものとする。

2 養殖共済の共済事故は、養殖水産動植物にあつてはその養殖中における死亡、発芽不良、滅失、流失及び逃亡並びにこれらに準ずるものとして政令で定める事故、養殖施設にあつてはその供用中における損壊（農林水産省令で定める程度のものに限る。）滅失及び流失並びにこれらに準ずるものとして政令で定める事故とする。

（共済契約の締結の制限）

第百十八条 （略）

2・3 （略）

4 養殖施設については、養殖水産動植物につき前三項の要件を満たして共済契約を締結する場合であつて、その者が当該養殖共済において共済

4 | 一の養殖共済に係る共済契約において共済目的としている養殖水産動植物（農林水産省令で定める養殖水産動植物を除く。）は、重ねて、他の養殖共済に係る共済契約において共済目的とすることができない。

（共済事故としない旨の申出）

第百十八条の二 養殖共済の被共済資格者は、その者が営む養殖業に係る養殖水産動植物の管理の条件又は方法が当該養殖水産動植物の疾病の予防を適正に行うに足りるものとして農林水産省令で定める基準に適合するとき、共済目的の種類ごとに、農林水産省令で定めるところにより、組合に対し、第百十五条第二項の共済事故のうち疾病による死亡を共済事故としない旨の申出をすることができる。

2 | 前項の申出があつたときは、当該申出に係る共済契約においては、第百十五条第二項の規定にかかわらず、同項の共済事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。

目的とすることができる養殖施設（以下「共済目的施設」という。）で当該養殖水産動植物の養殖の用に供するもののすべてを共済目的とし、当該養殖業において当該共済責任期間中に付加する共済目的施設で当該養殖水産動植物（当該共済責任期間中に追加される前三項の養殖水産動植物を含む。）の養殖の用に供するものがある場合にはそのすべてを共済目的とすることを約するときに限り、組合とその者との間に共済契約を締結することができる。

5 | 一の養殖共済に係る共済契約において共済目的としている養殖水産動植物又は養殖施設（農林水産省令で定める養殖水産動植物又は養殖施設を除く。）は、重ねて、他の養殖共済に係る共済契約において共済目的とすることができない。

(共済金額)

第二百二十条 養殖共済の共済金額は、共済価額を超えない範囲内において、共済規程で定めるところにより、共済契約で定める金額とする。

2 前項の規定により共済金額を定める場合において、養殖業の種類のうち必要があると認めるものについて農林水産大臣があらかじめその最高限度を定めているときは、その限度を超えて定めることができない。

3 養殖共済の共済金額は、共済金が支払われたときは、当該支払に係る共済事故が発生した時に、その支払われた共済金に相当する金額だけ減額するものとする。

4 養殖共済の共済価額が当該共済契約に係る共済目的である養殖水産動植物の追加により増加したときは、被共済者は、共済責任期間の中途においても、農林水産省令で定めるところにより、組合に対しその増加の割合の範囲内で養殖共済の共済金額の増額を請求することができる。この場合には、当該被共済者は、農林水産省令で定めるところにより、当該共済責任期間のうちまだ経過していない期間に対する共済掛金を支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、組合が当該被共済者から当該共済掛金の支払（第八十二条第二項の規定により分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払）を受けた日の翌日からその効力を生ずるものとする。

(共済価額)

第二百二十一条 前条第一項の共済価額は、共済目的の種類たる養殖水産動

(共済金額)

第二百二十条 養殖水産動植物及び養殖施設の共済金額は、それぞれ、その共済価額をこえない範囲内において、共済価額に共済契約で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の規定により同項の割合を定める場合において、養殖業の種類のうち必要があると認めるものについて農林水産大臣があらかじめその最高限度を定めているときは、その限度をこえて定めることができない。

(共済価額)

第二百二十一条 前条第一項の共済価額は、共済目的の種類たる養殖水産動

植物ごとに、農林水産省令で定めるところにより、その単位当たり共済価額に、共済目的たる当該養殖水産動植物（当該共済責任期間中に追加されるものを含む。）の数量を乗じて得た金額とする。

2 前項の単位当たり共済価額は、農林水産省令で定めるところにより、当該養殖水産動植物と同種の水産動植物を当該養殖業に係る標準的な経営において養殖したとした場合において必要とする当該水産動植物の養殖の標準的な終了時までの当該養殖に係る経費の金額の合計額を基礎とし、当該標準的な経営における当該養殖の開始時からの経過期間に応じて算出される経過期間ごとの当該経費の金額として組合が共済規程で定める金額により、共済契約ごとに、当該共済目的の共済責任期間の終了時における経過期間に対応する金額とする。

（純共済掛金率）

第二百二十二条 養殖共済の純共済掛金率は、対象とする養殖業の種類その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林水産大臣の定めるものに應ずる次項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合とする。

2 農林水産大臣は、養殖共済につき、養殖業の種類その他前項の農林水

植物ごと及び養殖施設ごとに、農林水産省令で定めるところにより、その単位当たり共済価額に、共済目的たる当該養殖水産動植物（当該共済責任期間中に追加されるものを含む。）又は養殖施設（当該共済責任期間中に附加されるものを含む。）の数量を乗じて得た金額とする。

2 養殖水産動植物についての前項の単位当たり共済価額は、農林水産省令で定めるところにより、当該養殖水産動植物と同種の水産動植物を当該養殖業に係る標準的な経営において養殖したとした場合において必要とする当該水産動植物の養殖の標準的な終了時までの当該養殖に係る経費の金額の合計額を基礎とし、当該標準的な経営における当該養殖の開始時からの経過期間に応じて算出される経過期間ごとの当該経費の金額として組合が共済規程で定める金額により、共済契約ごとに、当該共済目的の共済責任期間の終了時における経過期間に対応する金額とする。

3 養殖施設についての第一項の単位当たり共済価額は、共済契約ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該共済目的の共済責任期間の開始時における価額として、組合が共済規程で定めるところにより定める金額とする。

（純共済掛金率）

第二百二十二条 養殖共済の純共済掛金率は、共済目的となる養殖水産動植物又は養殖施設、当該養殖業の種類その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林水産大臣の定めるものに應ずる次項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合とする。

2 農林水産大臣は、養殖共済につき、養殖水産動植物又は養殖施設の種

産大臣の定める事項に応じて基準共済掛金率を定めなければならない。

(共済金)

第二百二十四条 養殖共済の共済金は、共済契約ごとに、同一の原因による共済事故によつて受けた損害に係る共済目的の数量（前条の規定によつて組合がてん補する責めを負わない損害に係る共済目的の数量を除く。以下「損害数量」という。）が農林水産省令で定めるところにより算定する当該共済事故の発生の前直前の当該共済目的の数量（以下「直前数量」という。）に養殖業の種類に応じて政令で定める割合を乗じて得た数量以上である場合に支払うものとし、共済金の金額は、当該共済目的についての共済事故による損害額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額（共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林水産省令で定めるものにあつては、その金額に更に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額）とする。

2 養殖業に係る経営事情及び共済事故の発生の様態に照らして共済金の支払につき特例を定める必要がある次の各号の種類の種類に養殖共済の養殖水産動植物に係る共済金（第二号の種類の種類に養殖業にあつては、同号の政令で定める共済事故に該当する事故であつて同号の共済規程で指定する単位漁場区域におけるものによつて受けた損害に係る共済金に限る。）については、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該各号に定めるところによるものとする。

一 政令で定める種類の養殖業に係る養殖共済については、その共済金

類、養殖業の種類その他前項の農林水産大臣の定める事項に応じて基準共済掛金率を定めなければならない。

(共済金)

第二百二十四条 養殖共済の養殖水産動植物に係る共済金は、共済契約ごとに、同一の原因による共済事故によつて受けた損害に係る共済目的の数量（前条の規定によつて組合がてん補する責めを負わない損害に係る共済目的の数量を除く。以下「損害数量」という。）が農林水産省令で定めるところにより算定する当該共済事故の発生の前直前の当該共済目的の数量（以下「直前数量」という。）に養殖業の種類に応じて政令で定める割合を乗じて得た数量以上である場合に支払うものとし、共済金の金額は、当該共済目的についての共済事故による損害額に、当該共済契約に係る第二百二十条第一項の割合を乗じて得た金額（共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林水産省令で定めるものにあつては、その金額に更に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額）とする。

2 養殖業に係る経営事情及び共済事故の発生の様態に照らして共済金の支払につき特例を定める必要がある次の各号の種類の種類に養殖共済の養殖水産動植物に係る共済金（第二号の種類の種類に養殖業にあつては、同号の政令で定める共済事故に該当する事故であつて同号の共済規程で指定する単位漁場区域におけるものによつて受けた損害に係る共済金に限る。）については、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該各号に定めるところによるものとする。

一 政令で定める種類の養殖業に係る養殖共済については、その共済金

は、共済契約ごとに、当該共済責任期間における当該共済目的についての共済事故による損害額の合計額が当該共済価額に百分の三十を超えない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を超える場合に支払うものとし、その共済金の金額は、共済契約ごとに、当該損害額の合計額のうちその超える部分の金額に共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

二 第百十四条第三号に掲げる養殖業であつて政令で定める種類のもの（前号の政令で定める種類のものを除く。以下「特定第三号養殖業」という。）に係る養殖共済については、政令で定める共済事故に該当する事故であつて当該養殖共済の共済事故の発生の態様に応じ政令で定めるところにより組合が共済規程で指定する単位漁場区域におけるものによつて受けた損害に係る共済金は、共済契約ごとに、当該損害数量が、当該直前数量に前項の政令で定める割合（当該割合に比し、特定第三号養殖業に係る養殖共済の共済事故の発生の態様に応じ百分の三十を超えない範囲内において政令で定めるところにより組合が共済規程で当該単位漁場区域につき指定する割合（以下この条において「指定割合」という。）が大きい場合にあつては、指定割合）を乗じて得た数量を超える場合に支払うものとし、その共済金の金額は、共済契約ごとに、政令で定める共済事故に該当する事故によつて受けた当該共済目的についての損害額から、直前数量に指定割合、当該共済目的の第百二十一条第一項の単位当たり共済価額及び第五項の割合を乗じて得た金額（第四項において「控除金額」という。）を差し引いて得た金額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額（

は、共済契約ごとに、当該共済責任期間における当該共済目的についての共済事故による損害額の合計額が当該共済価額に百分の三十を超えない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を超える場合に支払うものとし、その共済金の金額は、共済契約ごとに、当該損害額の合計額のうちその超える部分の金額に当該共済契約に係る第百二十条第一項の割合を乗じて得た金額とする。

二 第百十四条第三号に掲げる養殖業であつて政令で定める種類のもの（前号の政令で定める種類のものを除く。以下「特定第三号養殖業」という。）に係る養殖共済については、政令で定める共済事故に該当する事故であつて当該養殖共済の共済事故の発生の態様に応じ政令で定めるところにより組合が共済規程で指定する単位漁場区域におけるものによつて受けた損害に係る共済金は、共済契約ごとに、当該損害数量が、当該直前数量に前項の政令で定める割合（当該割合に比し、特定第三号養殖業に係る養殖共済の共済事故の発生の態様に応じ百分の三十を超えない範囲内において政令で定めるところにより組合が共済規程で当該単位漁場区域につき指定する割合（以下この条において「指定割合」という。）が大きい場合にあつては、指定割合）を乗じて得た数量を超える場合に支払うものとし、その共済金の金額は、共済契約ごとに、政令で定める共済事故に該当する事故によつて受けた当該共済目的についての損害額から、直前数量に指定割合、当該共済目的の第百二十一条第一項の単位当たり共済価額及び第六項の割合を乗じて得た金額（第四項において「控除金額」という。）を差し引いて得た金額に、当該共済契約に係る第百二十条第一項の割合を乗じて

共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林水産省令で定めるものにあつては、その金額に更に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

3 政令で定める種類の養殖業に係る養殖共済であつて、共済金の支払われる場合に関し次の各号のすべてに該当する特約がある共済契約に係るものの共済金は、前二項の規定にかかわらず、当該特約において支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとする。

一（三）（略）

4 政令で定める種類の養殖業に係る養殖共済であつて、共済金の金額の算定の方法に関し農林水産省令で定める要件に該当する特約がある共済契約に係るものの共済金の金額は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該共済契約の特約に従い算定した金額（同項第二号に規定する損害に係る場合にあつては、控除金額を差し引いて得た金額）に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額（共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林水産省令で定めるものにあつては、その金額に更に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額）とする。

5 第一項及び第二項の損害額は、当該共済事故に係る損害数量に当該共済目的の第二百一十一条第一項の単位当たり共済価額を乗じ、これに更に

得た金額（共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林水産省令で定めるものにあつては、その金額に更に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額）とする。

3 政令で定める種類の養殖業に係る養殖共済であつて、養殖水産動植物に係る共済金の支払われる場合に関し次の各号のすべてに該当する特約がある共済契約に係るものの養殖水産動植物に係る共済金は、前二項の規定にかかわらず、当該特約において支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとする。

一（三）（略）

4 政令で定める種類の養殖業に係る養殖共済であつて、養殖水産動植物に係る共済金の金額の算定の方法に関し農林水産省令で定める要件に該当する特約がある共済契約に係るものの養殖水産動植物に係る共済金の金額は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該共済契約の特約に従い算定した金額（同項第二号に規定する損害に係る場合にあつては、控除金額を差し引いて得た金額）に、当該共済契約に係る第二百一十条第一項の割合を乗じて得た金額（共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林水産省令で定めるものにあつては、その金額に更に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額）とする。

5 養殖共済の養殖施設に係る共済金の金額は、共済契約ごとに、共済目的についての共済事故による損害額に当該共済契約に係る第二百一十条第一項の割合を乗じて得た金額とする。

6 第一項、第二項及び前項の損害額は、当該共済事故に係る損害数量（養殖施設については、農林水産省令で定める基準に従い共済規程で定め

当該共済責任期間の開始日から当該共済事故の発生日までの期間に応じ農林水産省令で定めるところにより共済規程で定める割合を乗じて得た金額とする。

(継続申込特約)

第二百二十四条の二 養殖共済に係る共済契約(共済金額の共済価額に対する割合が政令で定める割合以上であるものに限る。)が締結される場合には、これと併せて継続申込特約をすることができる。

2 前項の継続申込特約は、その締結される共済契約(以下この条において「当初契約」という。)に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる養殖共済に係る共済契約で当初契約に係る養殖業の種類及び単位漁場区域と養殖業の種類及び単位漁場区域が同一であるもの(以下この条において「継続契約」という。)のすべてについて、それぞれの継続契約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、共済金額の共済価額に対する割合並びに前条第一項から第四項までに規定する共済金の支払われる場合及びその共済金の金額の算定の方法が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3 継続契約の共済金額の共済価額に対する割合については、被共済者の責めに帰することができない事由であつて農林水産省令で定めるものがある場合には、継続申込特約にかかわらず、農林水産省令で定めるところにより調整を施した数量)に当該共済目的の第二百二十一条第一項の単位当たり共済価額を乗じ、これに更に当該共済責任期間の開始日から当該共済事故の発生日までの期間に応じ農林水産省令で定めるところにより共済規程で定める割合を乗じて得た金額とする。

る。この場合、前項の単位当たり共済価額を乗じ、これに更に当該共済責任期間の開始日から当該共済事故の発生日までの期間に応じ農林水産省令で定めるところにより共済規程で定める割合を乗じて得た金額とする。

(継続申込特約)

第二百二十四条の二 養殖共済に係る共済契約(当該共済契約に係る第二百一十条第一項の割合が政令で定める割合以上であるものに限る。)が締結される場合には、これと併せて継続申込特約をすることができる。

2 前項の継続申込特約は、その締結される共済契約(以下この条において「当初契約」という。)に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる養殖共済に係る共済契約で当初契約に係る養殖業の種類及び単位漁場区域と養殖業の種類及び単位漁場区域が同一であるもの(以下この条において「継続契約」という。)のすべてについて、それぞれの継続契約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、第二百一十条第一項の割合並びに前条第一項から第四項までに規定する共済金の支払われる場合及びその共済金の金額の算定の方法が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3 継続契約に係る第二百一十条第一項の割合については、被共済者の責めに帰することができない事由であつて農林水産省令で定めるものがある場合には、継続申込特約にかかわらず、農林水産省令で定めるところにより調整を施した数量)に当該共済目的の第二百二十一条第一項の単位当たり共済価額を乗じ、これに更に当該共済責任期間の開始日から当該共済事故の発生日までの期間に応じ農林水産省令で定めるところにより共済規程で定める割合を乗じて得た金額とする。

るによりこれを変更することができる。ただし、第一項の政令で定める割合を下回ることができない。

4 当初契約に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる継続契約の共済金額の共済価額に対する割合については、前項の規定によるほか、継続申込特約にかかわらず、当該継続契約の直前の共済契約の共済金額の共済価額に対する割合を上回る割合にこれを変更することができる。

5 (略)

(被共済者の資格)

第百二十五条の三 (略)

(共済契約者に関する制限)

第百二十五条の四 (略)

よりこれを変更することができる。ただし、第一項の政令で定める割合を下回ることができない。

4 当初契約に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる継続契約に係る第百二十条第一項の割合については、前項の規定によるほか、継続申込特約にかかわらず、当該継続契約の直前の共済契約に係る第百二十条第一項の割合を上回る割合にこれを変更することができる。

5 (略)

(特定養殖共済の養殖施設に係る共済目的及び共済事故)

第百二十五条の三 特定養殖共済であつて第七十八条第三項に規定する損害に係るものの共済目的は、特定養殖業に係る政令で定める養殖施設とする。

2 特定養殖共済であつて第七十八条第三項に規定する損害に係るものの共済事故は、特定養殖業に係る養殖施設の供用中における損壊（農林水産省令で定める程度のものに限る。）、滅失及び流失並びにこれらに準ずるものとして政令で定める事故とする。

(被共済者の資格)

第百二十五条の四 (略)

(共済契約者に関する制限)

第百二十五条の五 (略)

(共済契約の締結の制限)

第百二十五条の五 (略)

(共済契約の締結の制限)

第百二十五条の六 (略)

第百二十五条の七 特定養殖共済については、第百二十五条の四第一項第二号の都道府県知事の定める区域ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該区域内に住所を有しかつ当該特定養殖業を営む被共済資格者(以下「区域内特定養殖業者」という。)の二分の一以上の者からの当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みがある場合でなければ、組合は、区域内特定養殖業者又は区域内特定養殖業者が同号に規定する規約を定めている場合における同号に掲げる組合員と当該特定養殖共済に係る共済契約を締結することができない。

2 特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをしている第百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員に係る同号に規定する規約を定めている区域内特定養殖業者は、前項の規定の適用については、当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをしているものとみなす。

3 特定養殖共済に係る養殖施設については、前条及び第一項の要件を満たして第七十八条第三項の損失に係る共済契約を締結する場合であつて、その者が当該特定養殖共済において共済目的とすることができる養殖施設(以下「共済目的特定施設」という。)で当該特定養殖共済に係る養殖水産動植物の養殖の用に供するもののすべてを共済目的とし、当該特定養殖業において当該共済責任期間中に付加する共済目的特定施設で当該特定養殖共済に係る養殖水産動植物の養殖の用に供するものがある

(共済契約の締結の申込み等)

第百二十五条の六 第百二十五条の三第一項第二号の都道府県知事の定める区域ごとに、区域内特定養殖業者(当該区域内に住所を有し、かつ、当該特定養殖業を営む被共済資格者をいう。以下この条において同じ。)の三分の二以上の者が特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをし又は組合員の直接の構成員として同号に規定する規約を定めることにつき同意をした場合において、当該同意につき第三項において準用する第百五条の二第四項の規定による公示があつたときは、区域内特定養殖業者(当該公示があつた後に区域内特定養殖業者となつた者を含む。)は、組合に当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをし、又は同号に規定する規約を定めなければならない。当該特定養殖共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

2 第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員は、同号に規定する規約が前項の規定により定められたときは、組合に特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならない。当該特定養殖共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

3 (略)

(共済責任期間)

第百二十五条の七 特定養殖共済の共済責任期間は、対象とする特定養殖

場合には、そのすべてを共済目的とすることを約するときに限り、組合とその者との間に共済契約を締結することができる。

(共済契約の締結の申込み等)

第百二十五条の八 第百二十五条の四第一項第二号の都道府県知事の定める区域ごとに、区域内特定養殖業者の三分の二以上の者が特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをし又は組合員の直接の構成員として同号に規定する規約を定めることにつき同意をした場合において、当該同意につき第三項において準用する第百五条の二第四項の規定による公示があつたときは、区域内特定養殖業者(当該公示があつた後に区域内特定養殖業者となつた者を含む。)は、組合に当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをし、又は同号に規定する規約を定めなければならない。当該特定養殖共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

2 第百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員は、同号に規定する規約が前項の規定により定められたときは、組合に特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならない。当該特定養殖共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

3 (略)

(共済責任期間)

第百二十五条の九 特定養殖共済の共済責任期間は、対象とする特定養殖

業の種類ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該種類の特定養殖業の養殖時期（周年操業をするものについては、一年間）を基準として、共済規程で定める期間とする。

（共済金額）

第二百二十五条の八 特定養殖共済の共済金額は、共済限度額（被共済者が第二百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額）を超えない範囲内において、共済規程で定めるところにより、共済契約で定める金額とする。

2 前項の規定により共済金額を定める場合において、特定養殖業の種類のうち必要があると認めるものについて農林水産大臣があらかじめその最高限度を定めているときは、その限度を超えて定めることができない。

業の種類ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該種類の特定養殖業の養殖時期（周年操業をするものについては、一年間）を基準として、共済規程で定める期間とし、第二百二十五条の四第一項第二号の都道府県知事の定める区域ごとに単一となるように定めなければならない。

（共済金額）

第二百二十五条の十 特定養殖共済の共済金額であつて第七十八条第三項に規定する損失に係るものは、共済限度額（被共済者が第二百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額）を超えない範囲内において、共済規程で定めるところにより、共済契約で定める金額とする。

2 特定養殖共済の共済金額であつて第七十八条第三項に規定する損害に係るものは、その共済価額を超えない範囲内において、共済価額に共済契約で定める割合を乗じて得た金額とする。

3 第一項の規定により共済金額を定める場合又は前項の規定により同項の割合を定める場合において、特定養殖業の種類のうち必要があると認めるものについて農林水産大臣があらかじめその最高限度を定めているときは、その限度を超えて定めることができない。

4 第一項に規定する共済金額は、同項及び前項の規定によるほか、政令で定める金額を下つて定めることができない。

(共済限度額等)

第二百二十五条の九 (略)

2 前条第一項の単位共済限度額は、共済契約ごと及び第二百二十五条の三第一項第二号に規定する規約を定めている中小漁業者ごとに、当該中小漁業者を前項の被共済資格者とした場合において同項の規定により算定された金額とする。

3 (略)

(純共済掛金率)

第二百二十五条の十 特定養殖共済の純共済掛金率は、対象とする特定養殖業の種類その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林水産大臣の定めるものに应ずる次項の危険階級に係る同項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合とする。

(共済限度額等)

第二百二十五条の十一 (略)

2 前条第一項の単位共済限度額は、共済契約ごと及び第二百二十五条の四第一項第二号に規定する規約を定めている中小漁業者ごとに、当該中小漁業者を前項の被共済資格者とした場合において同項の規定により算定された金額とする。

3 (略)

(共済価額)

第二百二十五条の十二 第二百二十五条の十二第二項の共済価額は、共済目的の種類たる養殖施設ごとに、農林水産省令で定めるところにより、その単位当たり共済価額に、共済目的たる当該養殖施設(当該共済責任期間中に付加されるものを含む。)の数量を乗じて得た金額とする。

2 前項の単位当たり共済価額は、共済契約ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該共済目的の共済責任期間の開始時における価額として、組合が共済規程で定めるところにより定める金額とする。

(純共済掛金率)

第二百二十五条の十三 特定養殖共済の純共済掛金率は、対象とする特定養殖業の種類、共済目的となる養殖施設その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林水産大臣の定めるものに应ずる次項の危険階級に係る同項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合とする。

2 農林水産大臣は、特定養殖共済につき、特定養殖業の種類その他前項の農林水産大臣の定める事項に応じて危険階級を区分し、その区分ごとに基準共済掛金率を定めなければならない。

(共済金)

第二百二十五条の十一 特定養殖共済（次項に掲げるものを除く。）の共済金は、共済契約ごとに、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額がその共済限度額に達しない場合において、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量が政令で定めるところにより当該被共済者の営む当該特定養殖業の過去一定年間の養殖に係る生産数量を基準として組合が定める基準生産数量に一を下らない範囲内において農林水産省令で定める数値を乗じて得た数量に達しないときに支払うものとし、共済金の金額は、その共済限度額から当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額を差し引いて得た金額に、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の当該基準生産数量に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合、当該被共済者の営む当該特定養殖業の種類に応じて農林水産省令で定める割合及び共済金額の

2 農林水産大臣は、特定養殖共済につき、特定養殖業の種類、共済目的となる養殖施設その他前項の農林水産大臣の定める事項に応じて危険階級を区分し、その区分ごとに基準共済掛金率を定めなければならない。

(てん補の責めを負わない損害)

第二百二十五条の十四 養殖施設について生じた戦争その他の変乱による損害、盗難による損害その他政令で定める損害については、組合は、てん補する責めを負わない。

(共済金)

第二百二十五条の十五 特定養殖共済（次項に掲げるものを除く。）の共済金であつて第七十八条第三項に規定する損失に係るものは、共済契約ごとに、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額がその共済限度額に達しない場合において、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量が政令で定めるところにより当該被共済者の営む当該特定養殖業の過去一定年間の養殖に係る生産数量を基準として組合が定める基準生産数量に一を下らない範囲内において農林水産省令で定める数値を乗じて得た数量に達しないときに支払うものとし、共済金の金額は、その共済限度額から当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額を差し引いて得た金額に、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の当該基準生産数量に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合、当該被共済者の営む当該特定養殖業の種

共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

- 2 被共済者が第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員である特定養殖共済の共済金は、共済契約ごとに、同号に規定する規約を定めている中小漁業者（以下この項において「特定中小漁業者」という。）のうちにその営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額がその単位共済限度額に達しないものがある場合において、当該特定中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の合計数量が政令で定めるところにより当該特定中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の過去一定年間の養殖に係る生産数量の合計数量を基準として組合が定める基準生産数量（第二号において「基準生産数量」という。）に前項の数値を乗じて得た数量に達しないときに支払うものとし、共済金の金額は、当該その単位共済限度額に達しない特定中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額から当該特定中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額の合計額を差し引いて得た金額に、次の各号に掲げる割合のすべてを乗じて得た金額とする。

一（四）（略）

- 3 政令で定める種類の特定養殖業に係る特定養殖共済であつて、前二項の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当する場合における共済金の支払に関し農林水産省令で定める要件に該当する特約がある共済契約に係るものの共済金は、前二項の規定にかかわらず、当該共済契

類に応じて農林水産省令で定める割合及び共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

- 2 被共済者が第百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員である特定養殖共済の共済金であつて第七十八条第三項に規定する損失に係るものは、共済契約ごとに、同号に規定する規約を定めている中小漁業者（以下この項において「特定中小漁業者」という。）のうちにその営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額がその単位共済限度額に達しないものがある場合において、当該特定中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の合計数量が政令で定めるところにより当該特定中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の過去一定年間の養殖に係る生産数量の合計数量を基準として組合が定める基準生産数量（第二号において「基準生産数量」という。）に前項の数値を乗じて得た数量に達しないときに支払うものとし、共済金の金額は、当該その単位共済限度額に達しない特定中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額から当該特定中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額の合計額を差し引いて得た金額に、次の各号に掲げる割合のすべてを乗じて得た金額とする。

一（四）（略）

- 3 政令で定める種類の特定養殖業に係る特定養殖共済であつて、前二項の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当する場合における共済金の支払に関し農林水産省令で定める要件に該当する特約がある共済契約に係るものの共済金（第七十八条第三項に規定する損失に係るも

約の特約において共済金を支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとし、その金額は、当該共済契約の特約に従い算定した金額（被共済者が第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員であるときは、その金額に前項第一号に掲げる割合を乗じて得た金額）に、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の当該基準生産数量に対する割合に係る第一項の農林水産省令で定める割合（被共済者が同条第一項第二号に掲げる組合員であるときは、前項第二号に掲げる割合）、当該被共済者の営む当該特定養殖業の種類に係る第一項の農林水産省令で定める割合（被共済者が同条第一項第二号に掲げる組合員であるときは、前項第二号に掲げる割合）及び共済金額の共済限度額に対する割合（被共済者が同条第一項第二号に掲げる組合員であるときは、前項第四号に掲げる割合）を乗じて得た金額とする。

4 第一項及び第二項の生産金額については、第百二十五条の九第三項の規定を準用する。

のに限る。）は、前二項の規定にかかわらず、当該共済契約の特約において共済金を支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとし、その金額は、当該共済契約の特約に従い算定した金額（被共済者が第百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員であるときは、その金額に前項第一号に掲げる割合を乗じて得た金額）に、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の当該基準生産数量に対する割合に係る第一項の農林水産省令で定める割合（被共済者が同条第一項第二号に掲げる組合員であるときは、前項第二号に掲げる割合）、当該被共済者の営む当該特定養殖業の種類に係る第一項の農林水産省令で定める割合（被共済者が同条第一項第二号に掲げる組合員であるときは、前項第三号に掲げる割合）及び共済金額の共済限度額に対する割合（被共済者が同条第一項第二号に掲げる組合員であるときは、前項第四号に掲げる割合）を乗じて得た金額とする。

4 第一項及び第二項の生産金額については、第百二十五条の十一第三項の規定を準用する。

5 特定養殖共済の共済金であつて第七十八条第三項に規定する損害に係るものの金額は、共済契約ごとに、共済目的についての共済事故による損害額に当該共済契約に係る第百二十五条の十第二項の割合を乗じて得た金額とする。

6 前項の損害額は、当該共済事故によつて受けた損害に係る共済目的の数量（前条の規定によつて組合がてん補する責めを負わない損害に係る共済目的の数量を除く。）に農林水産省令で定める基準に従い共済規程で定めるところにより調整を施した数量に、当該共済目的の第百二十五

(継続申込特約)

第二百二十五条の十二 特定養殖共済に係る共済契約が締結される場合には、これと併せて継続申込特約をすることができる。

2 前項の継続申込特約は、その締結される共済契約（以下この条において「当初契約」という。）に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる特定養殖共済に係る共済契約で当初契約に係る特定養殖業の種類と特定養殖業の種類が同一であるもの（以下この条において「継続契約」という。）のすべてについて、それぞれの継続契約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、共済金額の共済限度額に対する割合並びに前条第一項から第三項までに規定する共済金の支払われる場合及びその共済金の金額の算定の方法が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3 継続契約の共済金額の共済限度額に対する割合の変更については、第百十三条の二第四項及び第五項の規定を準用する。

条の十二第二項の単位当たり共済価額を乗じ、これに更に当該共済責任期間の開始日から当該共済事故の発生日までの期間に応じ農林水産省令で定めるところにより共済規程で定める割合を乗じて得た金額とする。

(継続申込特約)

第二百二十五条の十六 特定養殖共済に係る共済契約（当該共済契約に係る第二百二十五条の十第二項の割合が政令で定める割合以上であるものに限る。）が締結される場合には、これと併せて継続申込特約をすることができる。

2 前項の継続申込特約は、その締結される共済契約（以下この条において「当初契約」という。）に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる特定養殖共済に係る共済契約で当初契約に係る特定養殖業の種類と特定養殖業の種類が同一であるもの（以下この条において「継続契約」という。）のすべてについて、それぞれの継続契約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、共済金額の共済限度額に対する割合並びに第二百二十五条の十第二項の割合並びに前条第一項から第三項までに規定する共済金の支払われる場合及びその共済金の金額の算定の方法が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3 継続契約の共済金額の共済限度額に対する割合の変更については第百十三条の二第四項及び第五項の規定を、継続契約に係る第二百二十五条の

4・5 (略)

第五節 漁業施設共済

(共済目的及び共済事故)

第二百二十六条 漁業施設共済の共済目的は、養殖施設及び漁網その他の漁具であつて、政令で定めるものとする。

2 漁業施設共済の共済事故は、共済目的たる養殖施設又は漁具の供用中における損壊（農林水産省令で定める程度のものに限る。）、滅失及び流失並びにこれらに準ずるものとして政令で定める事故とする。

(被共済者の資格)

第二百二十七条 漁業施設共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済資格者」という。）は、組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者とする。

2 漁業施設共済に係る共済契約の成立によつて被共済者となつた者につ

十第二項の割合の変更については第二百二十四条の二第三項及び第四項の規定をそれぞれ準用する。

4・5 (略)

(商法の準用)

第二百二十五条の十七 第七十八条第三項に規定する損害に係る特定養殖共済については、商法第六百三十一条及び第六百六十一条の規定を準用する。

第五節 漁具共済

(共済目的及び共済事故)

第二百二十六条 漁具共済の共済目的は、漁網その他の漁具であつて、政令で定めるものとする。

2 漁具共済の共済事故は、共済目的たる漁具をその用に供する漁業の操業中における損壊（農林水産省令で定める程度のものに限る。）、滅失及び流失並びにこれらに準ずるものとして政令で定める事故とする。

(被共済者の資格)

第二百二十七条 漁具共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済資格者」という。）は、組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者とする。

2 漁具共済に係る共済契約の成立によつて被共済者となつた者について

いては、第二百五条第二項の規定を準用する。

（共済契約者に関する制限）

第二百二十八条 漁業施設共済に係る共済契約を組合との間に締結することができる者は、被共済資格者で当該共済契約の成立によつて被共済者となるものに限るものとする。

（共済契約の締結の制限）

第二百二十九条 一の漁業施設共済に係る共済契約において共済目的としている養殖施設又は漁具は、重ねて、他の漁業施設共済に係る共済契約において共済目的とすることができない。

2 組合は、共済目的の種類たる養殖施設又は漁具につき、農林水産省令で定めるところにより共済規程をもつて、漁業施設共済に係る共済契約において共済目的とすることができないものの範囲を定めるものとする。

（共済責任期間）

第二百三十条 漁業施設共済の共済責任期間は、共済目的の種類ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該種類の養殖施設又は漁具をその用に供する漁業の漁業時期（周年操業をする漁業に係るものについては、一年間）を基準として、共済規程で定める期間とする。

（共済金額）

は、第二百五条第二項の規定を準用する。

（共済契約者に関する制限）

第二百二十八条 漁具共済に係る共済契約を組合との間に締結することができる者は、被共済資格者で当該共済契約の成立によつて被共済者となるものに限るものとする。

（共済契約の締結の制限）

第二百二十九条 一の漁具共済に係る共済契約において共済目的としている漁具は、重ねて、他の漁具共済に係る共済契約において共済目的とすることができない。

2 組合は、共済目的の種類たる漁具につき、農林水産省令で定めるところにより共済規程をもつて、漁具共済に係る共済契約において共済目的とすることができないものの範囲を定めるものとする。

（共済責任期間）

第二百三十条 漁具共済の共済責任期間は、共済目的の種類ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該種類の漁具をその用に供する漁業の漁業時期（周年操業をする漁業に係るものについては、一年間）を基準として、共済規程で定める期間とする。

（共済金額）

第三百三十一条 漁業施設共済の共済金額は、共済価額を超えない範囲内において、共済価額に共済契約で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の規定により同項の割合を定める場合において、共済目的の種類のうち必要があると認めるものについて農林水産大臣があらかじめその最高限度を定めているときは、その限度を超えて定めることができない。

(純共済掛金率)

第三百三十三条 漁業施設共済の純共済掛金率は、共済目的の種類、共済責任期間の日数その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて、組合が共済規程で定めるところにより定める割合とする。

2 (略)

(共済金)

第三百三十五条 漁業施設共済の共済金の金額は、共済金額に、共済責任期間の開始日から共済事故の発生日までの期間に応じ農林水産省令で定めるところにより共済規程で定める割合を乗じて得た金額とする。

(可分養殖施設又は可分漁具に係る特例)

第三百三十六条 共済目的の種類たる養殖施設又は漁具のうち、多数の代替性のある同種の構成部分(その予備品を含む。)からなる一の養殖施設又は漁具で、これを使用する場合以外の場合にはおおむね部分として保管され、かつ、その組立て及び分解を単純な操作で行うことができるも

第三百三十一条 漁具共済の共済金額は、共済価額をこえない範囲内において、共済価額に共済契約で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の規定により同項の割合を定める場合において、共済目的の種類のうち必要があると認めるものについて農林水産大臣があらかじめその最高限度を定めているときは、その限度をこえて定めることができない。

(純共済掛金率)

第三百三十三条 漁具共済の純共済掛金率は、共済目的の種類、共済責任期間の日数その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて、組合が共済規程で定めるところにより定める割合とする。

2 (略)

(共済金)

第三百三十五条 漁具共済の共済金の金額は、共済金額に、共済責任期間の開始日から共済事故の発生日までの期間に応じ農林水産省令で定めるところにより共済規程で定める割合を乗じて得た金額とする。

(可分漁具に係る特例)

第三百三十六条 共済目的の種類たる漁具のうち、多数の代替性のある同種の構成部分(その予備品を含む。)からなる一の漁具で、これを使用する場合以外の場合にはおおむね部分として保管され、かつ、その組立て及び分解を単純な操作で行なうことができるもの(農林水産省令で定め

の（農林水産省令で定めるものに限る。）を共済目的とする漁業施設共済に係る共済事故、共済金額、共済価額及び共済金に関しては、第二百一十六条第二項、第二百三十一条、第二百三十二条及び前条の規定にかかわらず、その漁業施設共済を適正円滑に行うため必要のある範囲内において、政令で定めるところにより、農林水産省令で、特例を定めることができる。

（継続申込特約）

第三百三十六条の二 漁業施設共済に係る共済契約（当該共済契約に係る第二百三十一条第一項の割合が政令で定める割合以上であるものに限る。）が締結される場合には、これと併せて継続申込特約をすることができる。

2 前項の継続申込特約は、その締結される共済契約（以下この条において「当初契約」という。）に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる漁業施設共済に係る共済契約で当初契約に係る養殖施設又は漁具と養殖施設又は漁具が同一であるもの（以下この条において「継続契約」という。）のすべてについて、それぞれの継続契約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、第二百三十一条第一項の割合並びに第二百三十五条及び前条に規定する共済金の支払われる場合並びにその共済金の金額の算定の方法が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

るものに限る。）を共済目的とする漁具共済に係る共済事故、共済金額、共済価額及び共済金に関しては、第二百一十六条第二項、第二百三十一条、第二百三十二条及び前条の規定にかかわらず、その漁具共済を適正円滑に行なうため必要のある範囲内において、政令で定めるところにより、農林水産省令で、特例を定めることができる。

3 継続契約に係る第三百三十一条第一項の割合の変更については、第二百一十四条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

4 第一項の継続申込特約については、第二百十三条の二第三項及び第七項の規定を準用する。

(商法の準用)

第三百三十七条 漁業施設共済については、商法第六百三十一条及び第六百六十一条の規定を準用する。

第四章 漁業共済組合連合会の漁業再共済事業及び漁業共済事業

第一節 漁業再共済事業

(再共済金額)

第四百四十条 連合会の再共済金額は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 漁業施設共済に係るものにあつては、共済契約に係る共済金額に百分の九十を超えない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額

2 前項第一号に規定する団体責任分担共済金額は当該共済契約に係る共済金額のうち連合会が組合とその支払についての責任を分担すべき部分の金額として、同号に規定する特別団体責任分担共済金額は団体責任分担共済金額のうち主として連合会が当該責任を分担すべき部分の金額と

(商法の準用)

第三百三十七条 漁具共済については、商法第六百三十一条及び第六百六十一条の規定を準用する。

第四章 漁業共済組合連合会の漁業再共済事業

(再共済金額)

第四百四十条 連合会の再共済金額は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 漁具共済に係るものにあつては、共済契約に係る共済金額に百分の九十をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額

2 前項第一号に規定する団体責任分担共済金額は当該共済契約に係る共済金額のうち連合会が組合とその支払についての責任を分担すべき部分の金額として、同号に規定する特別団体責任分担共済金額は団体責任分担共済金額のうち主として連合会が当該責任を分担すべき部分の金額と

して、それぞれ、政令で定めるところにより漁獲共済に係るものにあつては漁業の種類、養殖共済に係るものにあつては養殖業の種類、特定養殖共済に係るものにあつては特定養殖業の種類に^レ応じ組合の共済責任に係る危険の態様を勘案して農林水産大臣が定める方法により算定される金額とする。

(純再共済掛金)

第四百十一条 連合会の純再共済掛金の金額は、次に掲げるとおりとする。

一 漁獲共済、養殖共済及び特定養殖共済に係るものにあつては、共済契約に係る共済金額に当該共済契約に係る純共済掛金率の限度となつた基準共済掛金率を乗じて得た金額のうち、漁獲共済に係るものにあつては前条第二項の漁業の種類、養殖共済に係るものにあつては同項の養殖業の種類、特定養殖共済に係るものにあつては同項の特定養殖業の種類に^レ応じ、連合会の再共済責任に係る危険に対応するものとして農林水産大臣の定めるところにより算定される部分の金額

二 漁業施設共済に係るものにあつては、再共済金額に共済契約に係る純共済掛金率（農林水産大臣が第三百三十三条第二項の規定により基準となる率を定めているものについては、純共済掛金率の限度となつたその基準となる率）を乗じて得た金額

(再共済掛金の払戻し)

第四百十二条 会員は、第九十条第二項、第九十一条第四項、第九十二条

して、それぞれ、政令で定めるところにより漁獲共済に係るものにあつては漁業の種別、養殖共済に係るものにあつては養殖業の種類、特定養殖共済に係るものにあつては特定養殖業の種類に^レ応じ組合の共済責任に係る危険の態様を勘案して農林水産大臣が定める方法により算定される金額とする。

(純再共済掛金)

第四百十一条 連合会の純再共済掛金の金額は、次に掲げるとおりとする。

一 漁獲共済、養殖共済及び特定養殖共済に係るものにあつては、共済契約に係る共済金額に当該共済契約に係る純共済掛金率の限度となつた基準共済掛金率を乗じて得た金額のうち、漁獲共済に係るものにあつては前条第二項の漁業の種別、養殖共済に係るものにあつては同項の養殖業の種類、特定養殖共済に係るものにあつては同項の特定養殖業の種類に^レ応じ、連合会の再共済責任に係る危険に対応するものとして農林水産大臣の定めるところにより算定される部分の金額

二 漁具共済に係るものにあつては、再共済金額に共済契約に係る純共済掛金率（農林水産大臣が第三百三十三条第二項の規定により基準となる率を定めているものについては、純共済掛金率の限度となつたその基準となる率）を乗じて得た金額

(再共済掛金の払戻し)

第四百十二条 会員は、第九十条第二項、第九十一条第四項、第九十二条

第二項若しくは第百十三条の二第七項（第百二十四条の二第五項、第百二十五条の二第五項及び第百三十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定又は第百二条において準用する商法第六百四十三条の規定により共済掛金の払戻しをしなければならないときは、農林水産省令で定めるところにより、連合会に対し、再共済掛金の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

（再共済金）

第百四十三条 連合会の再共済金の金額は、次に掲げるとおりとする。

一 （略）

二 漁業施設共済に係るものにあつては、会員が支払うべき共済金のお金に第百四十条第二号の政令で定める割合を乗じて得た金額

（代位の場合における権利の取得）

第百四十六条の二 再共済金の支払を受けた会員が第百二十五条又は第百三十七条において準用する商法第六百六十一条の規定により権利を取得した場合には、連合会は、その権利につき、その再共済金のお金のその再共済金に係る共済金のお金に対する割合により権利を取得する。

第二節 漁業共済事業

第百四十七条の二 連合会が行う漁業共済事業は、第六十七条の四第一項

第二項若しくは第百十三条の二第七項（第百二十五条の十六において準用する場合を含む。）の規定又は第百二条において準用する商法第六百四十三条の規定により共済掛金の払戻しをしなければならないときは、農林水産省令で定めるところにより、連合会に対し、再共済掛金の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

（再共済金）

第百四十三条 連合会の再共済金のお金は、次に掲げるとおりとする。

一 （略）

二 漁具共済に係るものにあつては、会員が支払うべき共済金のお金に第百四十条第二号の政令で定める割合を乗じて得た金額

（代位の場合における権利の取得）

第百四十六条の二 再共済金の支払を受けた会員が第百二十五条、第百二十五条の十七又は第百三十七条において準用する商法第六百六十一条の規定により権利を取得した場合には、連合会は、その権利につき、その再共済金のお金のその再共済金に係る共済金のお金に対する割合により権利を取得する。

に規定する区域に限り、行つものとする。

2 連合会の漁業共済事業については、第三章（第九十五条第二項を除く

。）及び第九十五条から第九十六条までの規定を準用する。この場合において、第一百六条第一項第三号中「組合の地区」とあるのは、「第六十七条の四第一項に規定する区域」と読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（漁業共済保険事業）

第四百七条の三 政府が行う漁業共済保険事業は、連合会が漁業再共済事業によつてその会員に対して負う再共済責任及び漁業共済事業によつてその被共済者に対して負う共済責任を保険する事業とする。

（保険契約の当然成立）

第四百七条の四 連合会とその会員との間に漁業再共済事業の再共済契約が成立したとき又は連合会とその被共済者との間に漁業共済事業の共済契約が成立したときは、これによつて、政令で定める保険区分（以下単に「保険区分」という。）ごとに、政府と連合会との間に、その共済責任期間の開始日が同一の会計年度に属する共済契約についての再共済契約（以下「同一年度再共済契約」という。）に係る再共済責任及びその共済責任期間の開始日が同一の会計年度に属する共済契約（連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。以下「同一年度共済契約」という。）に係る共済責任を一体として、これにつき当該漁業再共済事業及び漁業共済事業に係る漁業共済保険事業の保険契約が成立するものとする

（漁業共済保険事業）

第四百七条の二 政府が行う漁業共済保険事業は、連合会が漁獲共済、養殖共済及び特定養殖共済に係る漁業再共済事業によつてその会員に対して負う再共済責任を保険する事業とする。

（保険契約の当然成立）

第四百七条の三 連合会とその会員との間に漁獲共済、養殖共済又は特定養殖共済に係る漁業再共済事業の再共済契約が成立したときは、これによつて、政令で定める保険区分（以下単に「保険区分」という。）ごとに、政府と連合会との間に、その共済責任期間の開始日が同一の会計年度に属する漁獲共済、養殖共済又は特定養殖共済に係る共済契約についての再共済契約（以下「同一年度再共済契約」という。）に係る再共済責任を一体として、これにつき当該漁業再共済事業に係る漁業共済保険事業の保険契約が成立するものとする。

（保険金額）

第百四十七条の五 政府の保険金額は、保険区分ごとに、同一年度再共済契約に係る再共済金額及び同一年度共済契約に係る共済金額の合計額のうち、連合会責任金額を超える部分の金額に政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の連合会責任金額は、当該同一年度再共済契約に係る再共済金額及び同一年度共済契約に係る共済金額の合計額のうち連合会がその支払についての責任のすべてを負担すべき部分の金額として、政令で定めるところにより連合会の再共済責任及び共済責任に係る危険の態様を勘案して農林水産大臣が定める方法により算定される金額とする。

（保険料）

第百四十七条の六 政府の保険料の金額は、保険区分ごとに、同一年度再共済契約に係る純再共済掛金及び同一年度共済契約に係る純共済掛金の合計額のうち、政府の保険責任に係る危険に対応するものとして農林水産大臣の定めるところにより算定される部分の金額とする。

（保険料の払戻し）

第百四十七条の七 連合会は、再共済契約につき第百四十二条の規定により再共済掛金の払戻しをしなければならないとき又は共済契約につき第百四十七条の二第二項において準用する第九十条第二項、第九十一条第

（保険金額）

第百四十七条の四 政府の保険金額は、保険区分ごとに、同一年度再共済契約に係る再共済金額の合計額のうち、連合会責任再共済金額を超える部分の金額に政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の連合会責任再共済金額は、当該同一年度再共済契約に係る再共済金額の合計額のうち連合会がその支払についての責任のすべてを負担すべき部分の金額として、政令で定めるところにより連合会の再共済責任に係る危険の態様を勘案して農林水産大臣が定める方法により算定される金額とする。

（保険料）

第百四十七条の五 政府の保険料の金額は、保険区分ごとに、同一年度再共済契約に係る純再共済掛金の合計額のうち、政府の保険責任に係る危険に対応するものとして農林水産大臣の定めるところにより算定される部分の金額とする。

（保険料の払戻し）

第百四十七条の六 連合会は、漁獲共済、養殖共済又は特定養殖共済に係る再共済契約につき第百四十二条の規定により再共済掛金の払戻しをしなければならないときは、農林水産省令で定めるところにより、政府に

四項、第九十二条第二項若しくは第百十三条の二第七項（第百二十四条の二第五項、第百二十五条の二第五項及び第百三十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定若しくは第百四十七条の二第二項において準用する第百一条において準用する商法第六百四十三条の規定により共済掛金の払戻しをしなければならないときは、農林水産省令で定めるところにより、政府に対し、保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

（保険金）

第百四十七条の八 政府の保険金は、保険区分ごとに、連合会が同一年度再共済契約につき支払うべき再共済金及び同一年度共済契約につき支払うべき共済金の合計額が当該同一年度再共済契約及び同一年度共済契約に係る連合会責任金額を超える場合に支払うものとし、その金額は、当該再共済金及び共済金の合計額のうち当該連合会責任金額を超える部分の金額に第百四十七条の五第一項の政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

（通知義務）

第百四十七条の九 連合会は、再共済契約が成立したとき又は共済契約（連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）が成立したときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に対し、当該再共済契約又は共済契約に関し必要な事項を通知しなければならない。

2 連合会は、前項の規定により通知した事項に変更があつたとき、又は

対し、保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

（保険金）

第百四十七条の七 政府の保険金は、保険区分ごとに、連合会が同一年度再共済契約につき支払うべき再共済金の合計額が当該同一年度再共済契約に係る連合会責任再共済金額を超える場合に支払うものとし、その金額は、当該再共済金の合計額のうち当該連合会責任再共済金額を超える部分の金額に第百四十七条の四第一項の政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

（通知義務）

第百四十七条の八 連合会は、漁獲共済、養殖共済又は特定養殖共済に係る再共済契約が成立したときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に対し、当該再共済契約に関し必要な事項を通知しなければならない。

2 連合会は、前項の規定により通知した事項に変更があつたとき、又は

同項に規定する再共済契約若しくは共済契約がその効力を失つたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、これを農林水産大臣に通知しなければならない。

第四百七十七条の十 (略)

(免責事由)

第四百七十七条の十一 次に掲げる場合には、政府は、保険金の全部又は一部につき、その支払の責めを免れることができる。

一 連合会が、法令又は連合会の共済規程に違反して再共済金又は共済金を支払つたとき。

二 連合会が、損失又は損害の額を不当に認定して再共済金又は共済金を支払つたとき。

三 (略)

四 連合会が、第四百七十七条の九又は前条の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

(納付金)

第四百七十七条の十二 保険金の支払を受けた連合会は、当該支払を受けた保険金に係る保険区分に属する同一年度再共済契約につき第四百六十六条の二若しくは第四百七十七条において準用する商法第六百六十二条の規定により取得した権利又は当該支払を受けた保険金に係る保険区分に属す

同項に規定する再共済契約がその効力を失つたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、これを農林水産大臣に通知しなければならない。

第四百七十七条の九 (略)

(免責事由)

第四百七十七条の十一 次に掲げる場合には、政府は、保険金の全部又は一部につき、その支払の責めを免れることができる。

一 連合会が、法令又は連合会の共済規程に違反して再共済金を支払つたとき。

二 連合会が、損失又は損害の額を不当に認定して再共済金を支払つたとき。

三 (略)

四 連合会が、第四百七十七条の八又は前条の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

(納付金)

第四百七十七条の十一 保険金の支払を受けた連合会は、当該支払を受けた保険金に係る保険区分に属する同一年度再共済契約につき第四百六十六条の二又は第四百七十七条において準用する商法第六百六十二条の規定により取得した権利を行使し又は処分して得た金額から、その行使又は処分

る同一年度共済契約につき第百四十七条の二第二項において準用する第百二条において準用する商法第六百六十二条若しくは第百四十七条の二第二項において準用する第百二十五条若しくは第百三十七条において準用する商法第六百六十一条の規定により取得した権利を行使し又は処分して得た金額から、その行使又は処分によつた費用を控除した残額に、当該支払を受けた保険金の金額の当該同一年度再共済契約につき支払つた再共済金及び当該同一年度共済契約につき支払つた共済金の金額の合計額に対する割合を乗じて得た金額を、遅滞なく政府に納付しなければならない。

(審査の申立て)

第百四十七条の十三 (略)

(準用規定)

第百四十七条の十四 (略)

(共済掛金及び事務費の補助等)

第百九十五条 国は、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる共済契約者に対し、当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分(第百二十三条第二項ただし書に規定する特約があるときは、当該特約に係る部分を除く。)の一部及び当該共済契約者が当該共済契約に係る漁業の用に供する養殖施設又は漁具を共済目的として漁業施設共済に係る共済契約を締結して

に要した費用を控除した残額に、当該支払を受けた保険金の金額の当該同一年度再共済契約につき支払つた再共済金の金額の合計額に対する割合を乗じて得た金額を、遅滞なく政府に納付しなければならない。

(審査の申立て)

第百四十七条の十二 (略)

(準用規定)

第百四十七条の十三 (略)

(共済掛金及び事務費の補助等)

第百九十五条 国は、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる共済契約者に対し、当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分(第百二十三条第二項ただし書に規定する特約があるときは、当該特約に係る部分を除く。)の一部及び当該共済契約者が当該共済契約に係る漁業の用に供する漁具を共済目的として漁具共済に係る共済契約を締結している場合には当該

いる場合（当該漁業施設共済の適切な実施を図るため必要と認められるものとして政令で定める一定の要件に適合する場合に限る。）には当該漁業施設共済に係る共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の一部を補助するものとする。

一 第百四条第一号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約者

二 第百四条第二号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済、第百十四条第二号若しくは第三号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済又は特定養殖共済の共済契約者のうち、その営む漁業の規模（その者が第百五条第一項第二号口又は第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員であるときは第百五条第一項第二号口又は第百二十五条の三第一項第二号に規定する規約を定めている中小漁業者の営む漁業の平均規模、その者が第百五条第一項第二号八又は第百十六条第一項第二号口に掲げる団体であるときはその構成員の営む漁業の平均規模（が政令で定める一定の規模以下であり、かつ、当該漁獲共済、養殖共済又は特定養殖共済への加入の円滑化等を図るため必要と認められる政令で定める一定の要件に適合するもの

2・3（略）

4 国は、第一項又は前項の規定による補助のほか、漁業共済団体が行う事業の円滑な運営に支障を生じないよう適切な措置を講ずることに努めなければならない。

漁具共済に係る共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の一部を補助するものとする。

一 第百四条第一号に掲げる漁業に属する漁業若しくは同条第二号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済又は特定養殖共済（次号の政令で定める種類の特定養殖業に係るものを除く。）の共済契約者

二 第百四条第三号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済、第百十四条第二号若しくは第三号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済又は政令で定める種類の特定養殖業に係る特定養殖共済の共済契約者のうち、その営む漁業の規模（その者が第百五条第一項第三号口又は第百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員であるときは第百五条第一項第三号口又は第百二十五条の四第一項第二号に規定する規約を定めている中小漁業者の営む漁業の平均規模、その者が第百五条第一項第三号八又は第百十六条第一項第二号口に掲げる団体であるときはその構成員の営む漁業の平均規模（が政令で定める一定の規模以下であり、かつ、当該漁獲共済、養殖共済又は特定養殖共済への加入の円滑化等を図るため必要と認められる政令で定める一定の要件に適合するもの

2・3（略）

4 国は、第一項又は前項の規定による補助のほか、漁業共済団体が行なう事業の円滑な運営に支障を生じないよう適切な措置を講ずることに努めなければならない。

(地域共済事業の内容)

第百九十六条の十二 組合が行う地域共済事業は、組合員又はその直接の構成員たる中小漁業者の漁獲金額若しくは養殖に係る生産金額の減少又は養殖水産動植物、養殖施設若しくは漁具に係る損害であつて漁業共済事業によつてはてん補されないものにつき、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

(共済金額の最高額の制限)

第百九十六条の十六 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、組合が行う地域共済事業の共済金額について、その最高額を定めることができる。この場合には、当該地域共済事業の共済金額は、当該金額を超えてはならない。

(地域共済事業についての準用)

第百九十六条の十七 組合の地域共済事業については、第八十条第一項、第八十一条、第八十二条第一項、第二項及び第五項、第八十三条、第八十四条第一項、第八十五条から第九十二条まで、第九十三条第一項、第九十四条、第九十五条第一項並びに第九十六条から第一百一条まで並びに商法第六百三十一条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百五十八条、第六百六十一条及び第六百六十二条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(地域共済事業の内容)

第百九十六条の十二 地域共済事業は、組合員又はその直接の構成員たる中小漁業者の漁獲金額若しくは養殖に係る生産金額の減少又は養殖水産動植物、養殖施設若しくは漁具に係る損害であつて漁業共済事業によつてはてん補されないものにつき、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

(共済金額の最高額の制限)

第百九十六条の十六 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、地域共済事業の共済金額について、その最高額を定めることができる。この場合には、地域共済事業の共済金額は、当該金額を超えてはならない。

(地域共済事業についての準用)

第百九十六条の十七 地域共済事業については、第八十条第一項、第八十一条、第八十二条第一項、第二項及び第五項、第八十三条、第八十四条第一項、第八十五条から第九十二条まで、第九十三条第一項、第九十四条、第九十五条第一項並びに第九十六条から第一百一条まで並びに商法第六百三十一条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百五十八条、第六百六十一条及び第六百六十二条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(地域再共済事業の内容)

第百九十六条の十八 連合会が行う地域再共済事業は、会員が第百九十六条の十二に規定する地域共済事業によつて被共済者に対して負う共済責任を再共済する事業とする。

(地域再共済事業についての準用)

第百九十六条の十九 連合会の地域再共済事業については、第百三十九条、第百四十二条、第百四十四条から第百四十七条まで及び第百九十六条の十三から第百九十六条の十六までの規定を準用する。この場合において、第百三十九条中「漁業共済事業」とあるのは、「地域共済事業(連合会の定款で定めるものに限る。)」と読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(連合会の地域共済事業)

第百九十六条の二十 連合会が行う地域共済事業は、第六十七条の四第一項に規定する区域に限り、行ふものとする。

2 連合会の地域共済事業については、第百九十六条の十二から第百九十六条の十七までの規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(事務の区分)

第百九十六条の二十一 (略)

(事務の区分)

第百九十六条の十八 (略)

第百九十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした信用基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二（略）

第二百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした漁業共済団体の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一・四（略）

五 第十七条第一項（第六十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して組合への加入を拒み、又は第十八条第二項後段（第六十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して弁明の機会を与えなかつたとき。

六・十（略）

十一 第五十二条又は第五十三条第二項（これらの規定を第六十七条の三において準用する場合を含む。）の規定に違反して組合の合併をしたとき。

十二・十七（略）

十八 第九十七条から第九十九条まで（これらの規定を第四百四十七条（第百九十六条の十九において準用する場合を含む。）、第四百四十七条の二第二項又は第百九十六条の十七（第百九十六条の二十第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

附則

第百九十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした信用基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二（略）

第二百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした漁業共済団体の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一・四（略）

五 第十七条第一項の規定に違反して組合への加入を拒み、又は第十八条第二項後段の規定に違反して弁明の機会を与えなかつたとき。

六・十（略）

十一 第五十二条又は第五十三条第二項の規定に違反して組合の合併をしたとき。

十二・十七（略）

十八 第九十七条から第九十九条まで（これらの規定を第四百四十七条又は第百九十六条の十七において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

附則

（連合会の行なう漁業共済事業）

第三条 連合会は、漁業再共済事業及びこれに附帯する事業のほか、政令で定めるところにより、漁業共済事業及びこれに附帯する事業を行なうことができる。ただし、その漁業共済事業においては、その共済責任期間の開始日を昭和四十一年四月一日以後の日とする共済契約は、締結することができない。

2 前項の規定により連合会が行なう漁業共済事業については、第二十三条、第三章（第七十九条及び第九十五条第二項を除く。）、第百九十五条及び第百九十六条第一項の規定を準用する。この場合において、第百五条第一項、第百十六条第一項、第百十八条第三項第一号及び第百二十七条第一項中「組合員」とあるのは、「漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、その住所のある地の属する都道府県の区域をその地区の全部又は一部とする組合の存しないもの」と、第百十六条第一項中「組合の地区」とあるのは、「どの組合の地区にも含まれていない地域」と読み替えるものとする。

3 前項後段に規定するもののほか、同項前段の場合において、当該準用に係る規定について必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第二項において準用する第百一条第一項の規定により連合会から事務の委託を受けた者については、第六十八条、第六十九条、第七十一条、第七十二条及び第七十六条の規定を準用する。

5 前項において準用する第六十八条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項において準用する第六十九条若しくは第七十一条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、第九十七条の規定を準用する。

6 連合会が第二項において準用する第九十七条から第九十九条までの規定に違反した場合には、第二百条の規定を準用する。

(共済会からの承継に係る事業)

第四条 連合会は、農林水産大臣の認可を受けて、全国水産業協同組合共済会（以下この条において「共済会」という。）と、共済会が水産業協同組合法第百条の四第一項の規定によつて行なう共済事業のうち農林水産大臣の認可を受けた漁獲共済規程及び漁具共済規程に基づいて行なう漁獲共済及び漁具共済の事業において昭和三十九年四月一日から連合会の成立の日の前日までの間に締結した共済契約（以下この条において「特定共済契約」という。）に基づく権利義務を一体として承継する旨の契約を締結し、当該承継に係る事業を行なうことができる。

2 前項の規定による契約の締結は、連合会が成立した日から三十日以内にしなければならない。

3 第一項の規定による契約の締結があつた場合において、共済会が特定共済契約に基づき同項の規定による契約の締結時までに支払を受けた共済掛金の合計額（その時まで返還した当該共済掛金に係る返還金の金額を除く。）が特定共済契約に基づき同項の規定による契約の締結時までに支払つた共済金の合計額（その時まで返還を受けた当該共済金に

係る返還金の金額を除く。）をこえるときは、共済会は、そのこえる部分の金額（農林水産省令で定めるところにより算出する一定の金額を除く。）に相当する金額を農林水産省令で定める期日までに連合会に交付しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、第一項の規定による契約の締結及び当該承継に係る事業の実施並びに前項の規定による金額の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

（基金の設立）

第五条 農林水産大臣は、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第六条 農林水産大臣は、設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

第七条 設立委員は、定款を作成して、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 設立委員は、前項の認可を受けたときは、都道府県及び漁業共済団体に對し、基金に対する出資を募集しなければならない。

3 設立委員は、前項の規定による募集が終わつたときは、農林水産大臣

に対し、設立の認可を申請しなければならない。

4 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府並びに出資の募集に応じた都道府県及び漁業共済団体に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

5 前項の規定により払込みを求められたときは、政府は第百五十三条第一項の出資金の全額を、出資の募集に応じた都道府県及び漁業共済団体はその引き受けた出資金の全額を払い込まなければならない。

6 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を附則第五条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

7 第百九十四条の規定は、第一項又は第三項の認可をしようとする場合に準用する。

第八条 附則第五条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第六項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第九条 基金は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(成立当初の資本金)

第十条 基金の成立当初における資本金は、四億円を下るものであつてはならない。

(増資)

第十一条 基金は、その成立の時ににおける資本金の金額のうち、政府以外の者の出資する部分の金額が二億五千万円に満たないときは、その成立の日から一年を経過する日までに、資本金の金額のうち政府以外の者の出資する部分の金額が二億五千万円以上の金額となるようにその資本金を増加するものとする。

(経過規定)

第十二条 基金の最初の事業年度は、第百八十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十年三月三十一日に終わるものとする。

第十三条 基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第百八十二条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

第十四条 この法律の施行の際現に、その名称中に漁業共済組合若しくは漁業共済組合連合会という文字を使用している者又は漁業共済基金という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第六条第二項又は第百六十一条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

(登録税法の一部改正)

第十五条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「魚価安定基金」の下に「、漁業共済組合、漁業共済組合連合会、漁業共済基金」を「魚価安定基金法」の下に「、漁業災害補償法」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十六条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ五中「農業共済基金」の下に「又ハ漁業共済基金」を加え、同条第六号中「若ハ農事組合法人」を「、農事組合法人、漁業共済組合若ハ漁業共済組合連合会」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十七条 農林中央金庫法の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「漁業信用基金協会」の下に「、漁業共済組合、漁業共済組合連合会」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十八条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「海外経済協力基金」の下に「、漁業共済組

合及び同連合会」を、「農業共済組合及び同連合会」の下に「、漁業共済基金」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十九条 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「農業信用基金協会」の下に「、漁業共済組合及び同連合会」を、「農業共済組合及び同連合会」の下に「、漁業共済基金」を加える。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正）

第二十条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号に次のように加える。

ラ 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）

（農林省設置法の一部改正）

第二十一条 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第三号中「漁業信用基金協会」の下に「、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、漁業共済基金」を加える。

(地方税法の一部改正)

第二十二條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第四号中「農業信用基金協会」の下に「、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会」を、「農業共済組合連合会」の下に「、漁業共済基金」を加える。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第二十三條 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一條中「次に掲げる法律」の下に「又は法律の規定」を加え、同條に次の一号を加える。

十二 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第二章

○ 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）（附則第五条関係）

改 正 案	現 行
第百四十四条（略） 農林漁業保険審査会は、第百四十一条第一項（第百四十二条において準用する場合を含む。）、森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）第二十二條第一項、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百三十八條の二十二第一項及び漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十七條の十三第二項の規定によりその権限に属させた事項を処理する。 （略）	第百四十四条（略） 農林漁業保険審査会は、第百四十一条第一項（第百四十二条において準用する場合を含む。）、森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）第二十二條第一項、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百三十八條の二十二第一項及び漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十七條の十二第二項の規定によりその権限に属させた事項を処理する。 （略）

○ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（附則第六条関係）

改 正 案	現 行
（事業の種類） 第十一条 漁業協同組合（以下この章及び第四章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。 一 漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合若しくは漁業共済組合連合会が行う共済のあつせん 十二（略） 十三（略） 第十四（略）	（事業の種類） 第十一条 漁業協同組合（以下この章及び第四章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。 一 漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合が行う共済のあつせん 十二（略） 十三（略） 第十四（略）